オフィス等から発生する使用済製品
リユースのための手引き

平成 28 年 5 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

はじめに

使用済製品等の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルについては、各種リサイクル法の制定等により、一定程度進展しつつありますが、リデュース、リユースについては、より一層の促進が必要です。

第三次循環型社会形成推進基本計画においても、リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築が必要とされており、特に、リユースについては主要な循環産業の一つとして位置づけ、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう取組を進めていくことが求められています。

環境省では平成 22 年度から「使用済製品等のリユース促進事業研究会」を開催し、環境保全上の効果の点からも推進していくことが望ましいリユースに関する様々な取組の活性化を図るため、調査・検討事業を推進してきました。

本事業の一環として、平成 27 年度事業においては、事業者のリユース促進を目的として、各種の検討を進めてきました。オフィス等で使用している机・椅子・棚等のオフィス家具、パソコンなどの OA 機器、その他家電製品等の中には、移転やレイアウト変更等によって使わなくなったもの、新しい製品に更新したため使わなくなったものなど、リユース品としてまだまだ価値があるにも関わらず、有効利用されず、場合によっては廃棄物として処理されてしまっているものもあります。

本資料は、これまでに使わなくなった製品をリユース品として売却・引渡したことがない、または、オフィス等で使用する各種製品をリユース品で購入したことがない事業者の総務部署・管財関係部署の担当者の方を主な読者とし、これらのオフィス等で使わなくなったけれどもリユース品としての価値があるものをリユース品として排出していただくこと、排出だけではなくリユース品を上手く活用してもらうことを目的に、リユースの手順や事例、参考となる情報などを紹介しています。

本資料が、オフィス等から排出される使用済製品等のリユース促進に向けて、一助となることを期待しています。

平成 28 年 5 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

目　次

１．　リユースの意義と現状 1

１.１　リユースとは 1

１.２　リユース推進により期待される効果・メリット 2

１.３　使用済製品のリユースの現状 7

２．　使用済製品リユース（引き渡し）の手引き 13

２.１　リユースの対象となり得る品目 13

２.２　商業ベースでの使用済製品リユースの方法 14

２.２.１　リユースの方法と注意点 14

２.２.２　リユースの実施例 23

２.３　社会貢献としての使用済製品リユースの方法 28

２.４　リユース実施にあたってのコンプライアンス上の留意点 29

３．　リユース品調達の手引き 30

３.１　事業者及び官公庁・地方自治体におけるリユース品調達の現状 30

３.２　リユース品の調達・購入方法 35

４．　おわりに 41

５．　資料編 42

＜目的別索引＞

○リユースの定義、必要性が知りたい　→　p. 1

○事業者の使用済製品リユースの実態が知りたい　→　p. 7、p. 30

○使用済製品のリユースの方法が知りたい　→　p. 13

○リユース品の購入の方法が知りたい　→　p. 35

１．リユースの意義と現状

１.１ リユースとは

リユースとは一般的に、一度利用した製品をそのままの形体で、または製品の部品をそのまま再使用することを指します。本資料では、オフィスから排出される使用済のオフィス家具、OA 機器、家電製品等を対象として、製品をそのままの形（洗浄、部分的な修繕を含む）でリユース品・中古品として売却し、新しい別のユーザーに使用してもらうことをリユースとして定義します[1]。

図表 1　循環型社会とリユース

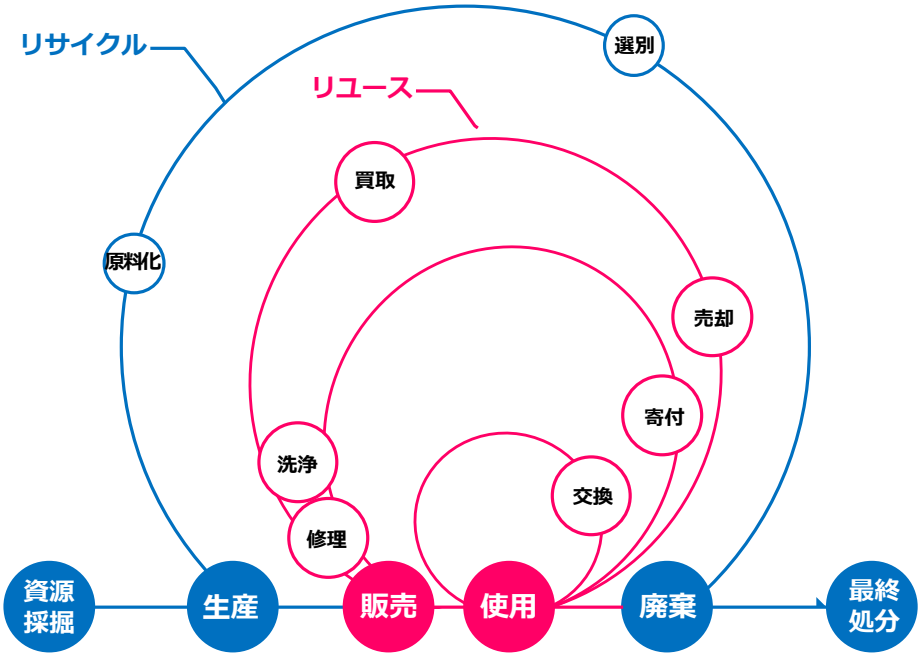

[1] リユースを広義にとらえると、使用済の製品からまだ使える部品を取り出して再利用すること、リファービッシュ（初期不良の製品に修理等を行い再出荷すること）、リマニュファクチャリング（過去に製造した製品から部品等を取り出し、新たな製品を製造すること）等も含まれますが、本資料では製品をそのままの状態で利用することを対象としております。

1.2 リユース推進により期待される効果・メリット

（1）リユース品の引き渡しによる経済的なメリット

使用済製品の処理を行う際、まだ使用可能な製品をリユース品として売却することで、処理に必要な費用の削減ができます。例えば、オフィスの移転等に際して、自社ではもう使用しない、まとまった量の製品が発生する場合には、リユース品・中古品として売却できる可能性があります。廃棄処理に回る製品の量が減ることによって、廃棄物処理費用の削減に加え、リユース品・中古品としての売却収入も得られることから、最終的な費用負担額を大幅に抑えることができます。

図表 2　リユースによる使用済製品処分の負担額圧縮のイメージ

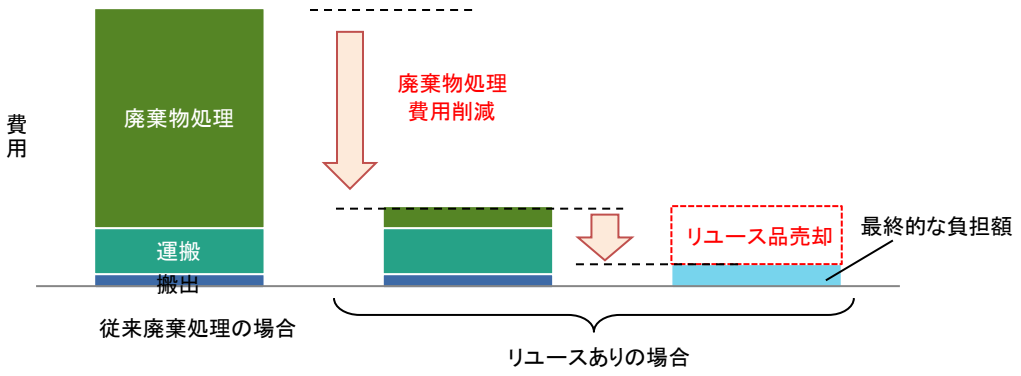

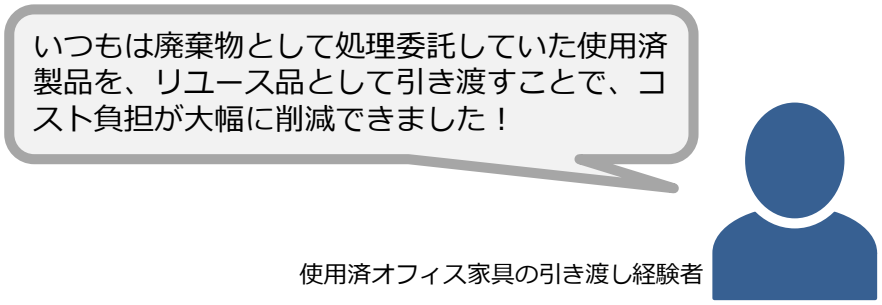

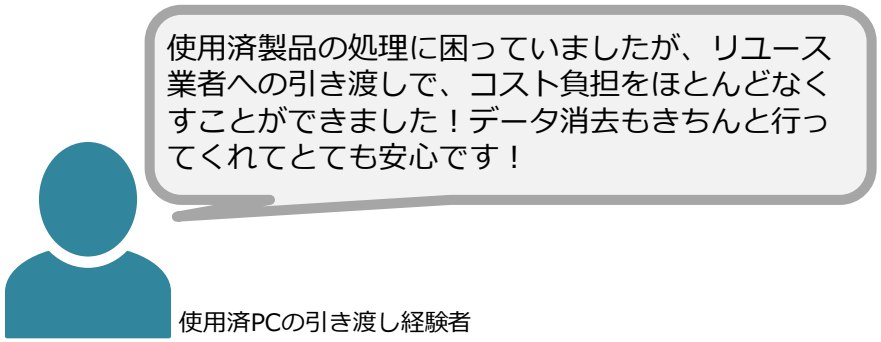

（2）リユース品の購入による経済的なメリット

リユース品を購入することによる一番のメリットは、新品調達の場合よりもコストを抑えることができる点です。また、リユースショップでは在庫のある製品を取り扱うため、新品を調達する場合よりも納期が早い場合があるというメリットもあります（新品の場合には、注文を受けてから製造する場合もあります）。

リユース品の上手な活用事例としては、例えば、一時的な営業所・出張所などオフィスを新たに立ち上げる際に、リユース品で調達することで必要なコストを抑え、かつスピーディに手配する、業務の繁忙期に一時的に人員を増やす場合など、急遽オフィス家具等が必要になった場合に、取り急ぎリユース品で揃える、といったことが考えられます。

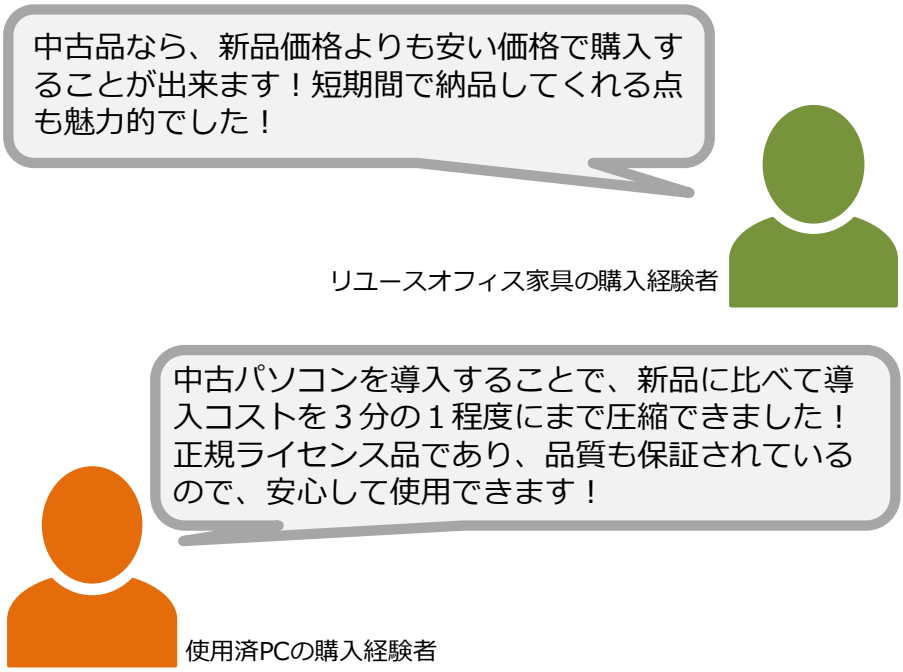

（3）廃棄物処分量の削減

使用可能な製品を廃棄に回さずリユースすることで、処分が必要となる廃棄物の発生量を削減する効果が期待されます。廃棄物の発生量が減ることで、廃棄物の収集運搬、処理に必要な費用を削減することにつながります。自社にとっての費用負担が軽減されるだけではなく、循環型社会の形成に寄与する取り組みです。

図表 3　リユースによる製品の使用年数延長効果とごみの削減効果

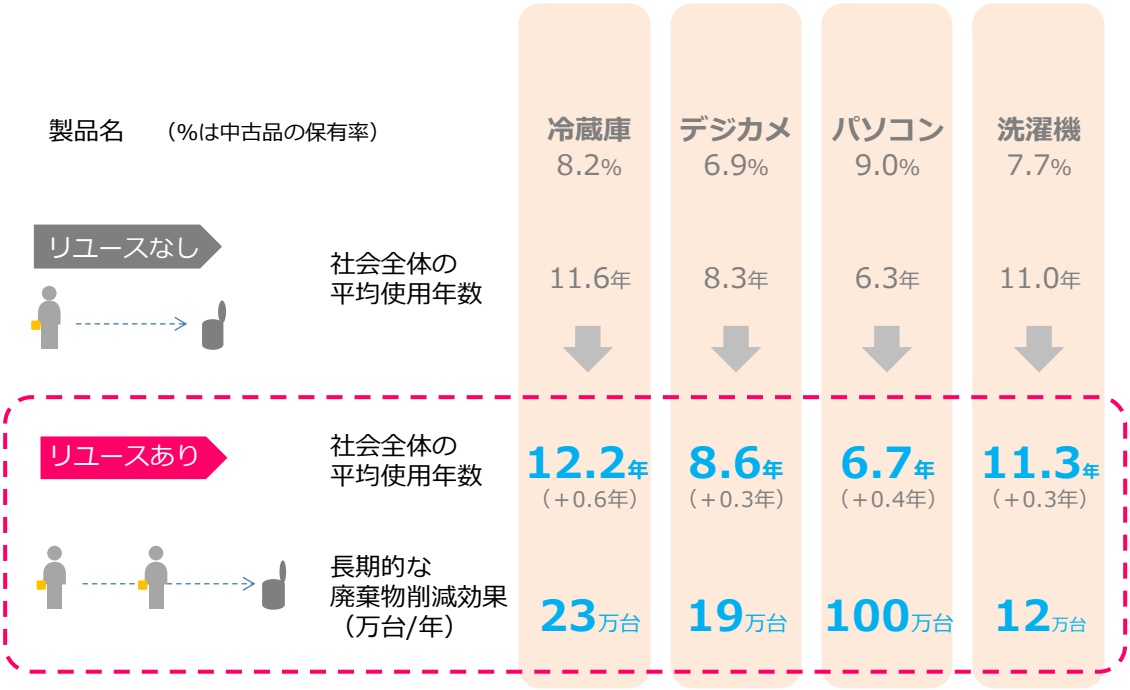

（出所）環境省「平成 22 年度使用済製品等のリユース促進事業報告書」より作成

（4）低炭素社会、地球温暖化防止

使用可能な製品のリユースを促進することで製品の長期使用・長寿命化に繋がり、製品のライフサイクル全体（原料調達から製造・使用・廃棄まで）でみると新たな製品を製造するよりも温室効果ガスの排出量削減につながります（省エネ性能が著しく向上した製品では、新しいものに買い替えた方が温室効果ガスの排出量が少なくなる場合もあります）。

図表 4　リユースによる新規製品製造量の抑制による CO_2 排出量削減効果

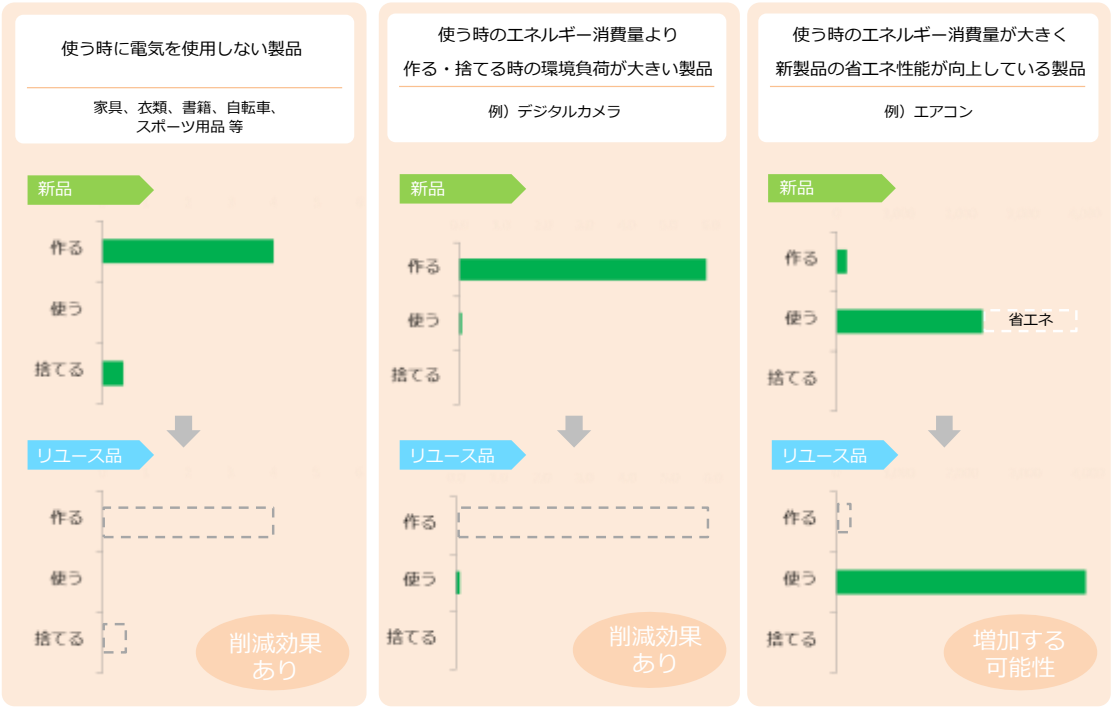

（注）製品の製造・使用・廃棄に伴う CO_2 排出量は製品ごとに異なるため、実際の CO_2 排出量の削減効果の有無は、個別の製品ごとに算出する必要があります。

（出所）環境省「平成 22 年度使用済製品等のリユース促進事業報告書」より作成

（5）リユースを通じた社会貢献

リユースをすることで、経済、環境に対する効果だけでなく、社会貢献につなげることも可能です。例えば、認定 NPO 法人イーパーツでは企業から寄付された中古パソコンやプリンタ、事務用品などを、障がい者施設等でクリーニング、ソフトウェアインストールを行って使える状態にし、NPO 法人などの非営利組織に寄付する取組を行っており、2001 年度から 2014 年度において 7,888 台のリユースパソコンを寄贈しています。

その他にも使用済製品をチャリティーショップに無料で寄付をする方法もあります。チャリティーショップは市民や企業から寄付された品物を中古品として販売し、その利益は国際協力や環境、福祉など、さまざまな社会課題の解決に活用されます。2016 年度には各地のチャリティーショップを運営する団体が連携し、日本チャリティーショップ・ネットワークが設立されています[2]。

リユースを通じて、こういった活動に協力することで社会貢献・CSR 活動に繋がっていきます。

2 日本チャリティーショップ・ネットワーク（http://charityshop.jp/）

1.3 使用済製品のリユースの現状

平成 27 年度に環境省が実施したアンケート結果をもとに、事業者及び官公庁・地方自治体における使用済製品のリユースの現状を整理しました。

（1）使用済製品のリユースに関するアンケート結果

1）使用済製品のリユース状況

アンケートの回答があった全国 597 の事業者及び官公庁・地方自治体（事業者 529、官公庁・地方自治体 68）における使用済製品（オフィス家具、電気機器（OA 機器・家電製品））のリユース状況は、「引き渡したことがない」の割合が最も高く 63%でした。次いで、「引き渡したことがある（21%）」、「わからない（9%）」となっています。

事業者、官公庁・地方自治体それぞれのリユース状況をみると、事業者では「引き渡したことがある」の割合が 22%、官公庁・地方自治体では 15%となっています。

図表 5　使用済製品のリユース品としての引き渡し実績

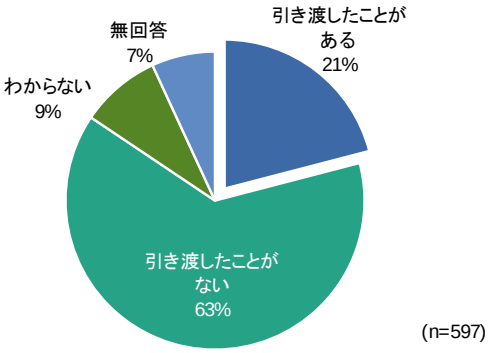

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

図表 6　使用済製品のリユース品としての引き渡し実績（事業者、官公庁・地方自治体別）

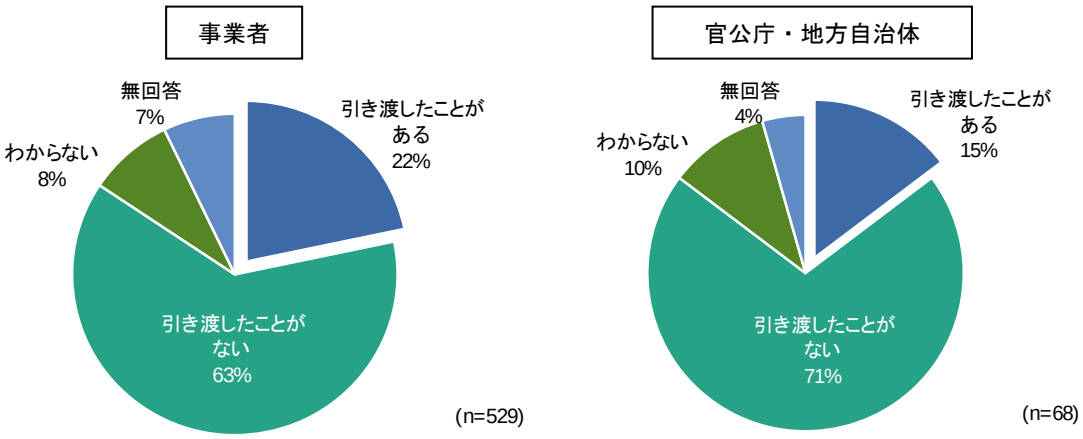

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

2）中古品・リユース品としての使用済製品の引き渡し先

中古品・リユース品として使用済製品を「引き渡したことがある」と回答した事業者及び官公庁・地方自治体に、その引き渡し先について確認したところ、「廃棄物処理業者」の割合が最も高く 40%でした。次いで、「メーカー・小売店（38%）」、「リユース業者（37%）」となっています。「その他（10%）」として、インターネットオークション経由での引き渡しや、関連会社、他社への引き渡しなどが挙げられています。

図表 7　リユース品としての使用済製品の引き渡し先

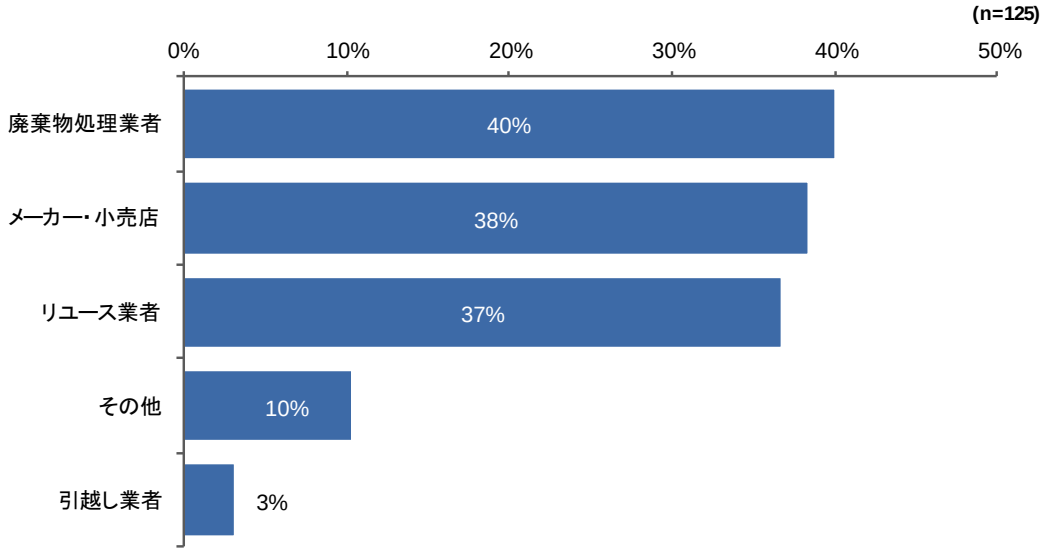

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

3）中古品・リユース品として使用済製品を引き渡した理由

中古品・リユース品として使用済製品を「引き渡したことがある」と回答した事業者及び官公庁・地方自治体に、引き渡した理由について確認したところ、「買取による収入が得られた」の割合が最も高く 31%でした。次いで、「不法投棄等の心配がなかった（30%）」、「社内での手間が少なかった（30%）」となっています。「その他（6%）」として、多少の劣化はあったが引き取り先が引き取りを希望したため、一般市民・住民からの要望があったためなどが挙げられています。

図表 8　中古品・リユース品として使用済製品を引き渡した理由

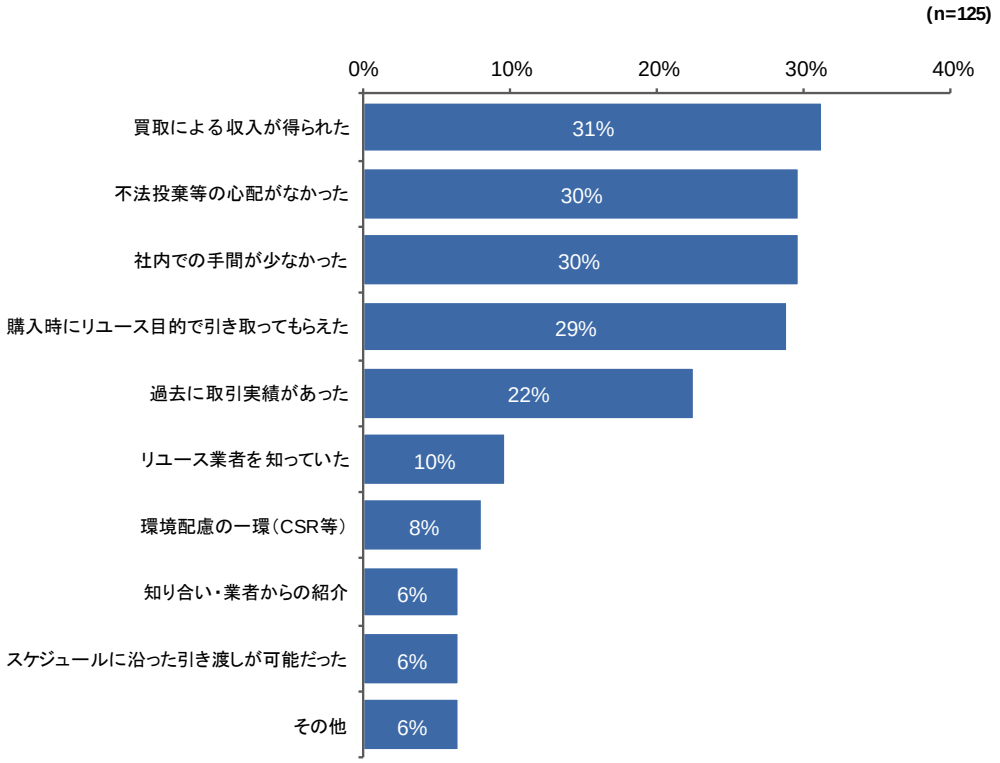

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

4）中古品・リユース品として使用済製品を引き渡した際に感じた問題点

中古品・リユース品として使用済製品を「引き渡したことがある」と回答した事業者及び官公庁・地方自治体に、引き渡した際に感じた問題点について確認したところ、「特に不満や不都合はなかった」の割合が最も高く 66%でした。次いで、「査定金額が想定よりも低かった（20%）」となっています。「その他（3%）」として、持込による引き渡しだったため手間を要したなどが挙げられています。

図表 9　中古品・リユース品として使用済製品を引き渡した際に感じた問題点

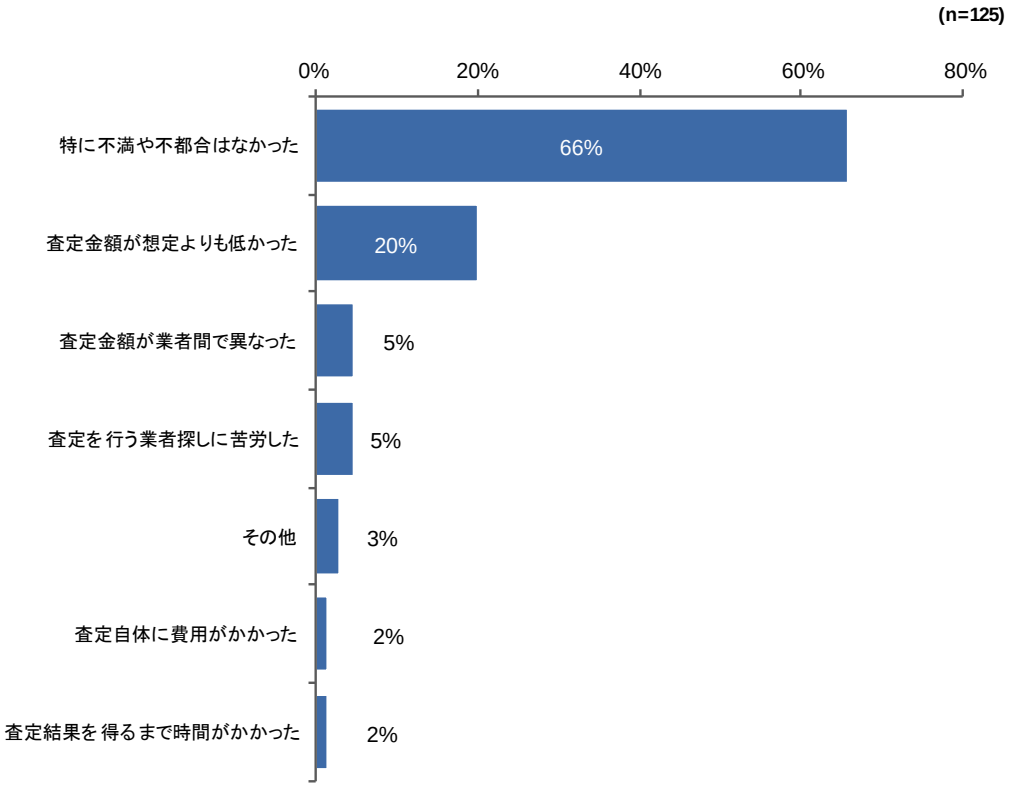

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

5）中古品・リユース品として使用済製品を引き渡したことがない理由

中古品・リユース品として使用済製品を「引き渡したことがない」と回答した事業者及び官公庁・地方自治体に、その理由を確認したところ、「そもそも検討したことがない」の割合が最も高く 51%でした。次いで、「品質の問題で価値がないと判断した（29%）」、「リユース事業者に関する情報がなかった（21%）」となっています。「その他（8%）」として、自社グループ内で再利用しているため、情報漏洩リスクを懸念したため（主に情報機器）などが挙げられています。

図表 10　中古品・リユース品として使用済製品を引き渡したことがない理由

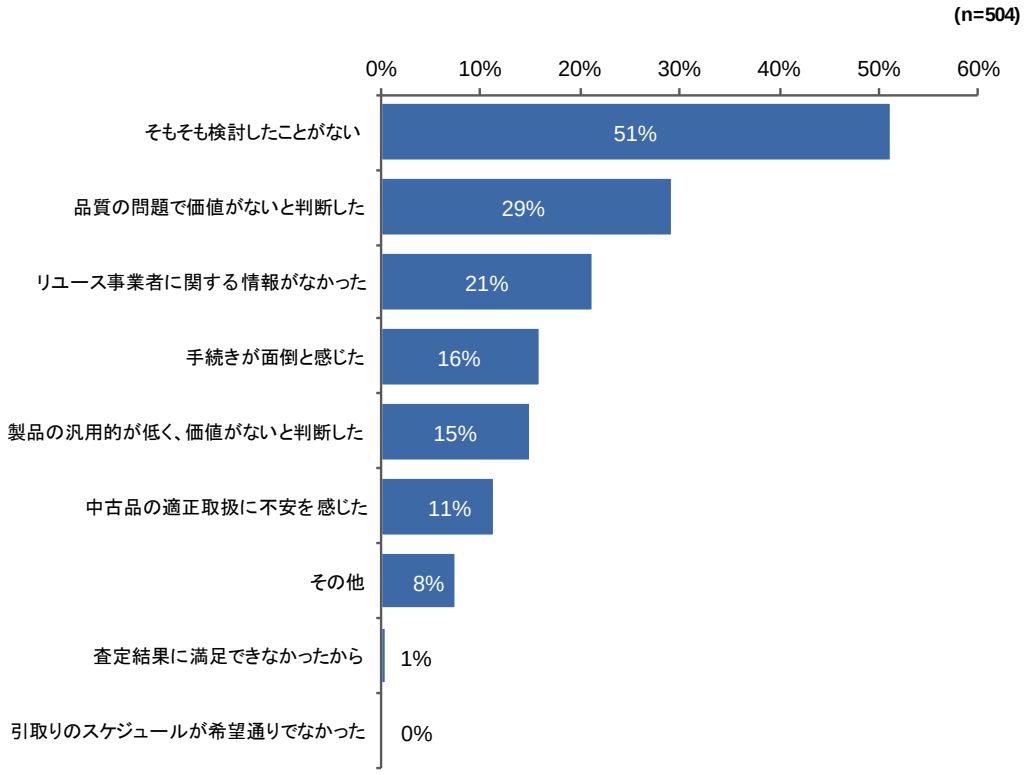

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

（2）アンケートから見えるリユースの現状のまとめ

アンケート調査によれば、約 2 割の事業者及び官公庁・地方自治体が、廃棄物処理業者や販売店、リユース業者を通して使用済製品のリユースを行ったことがあることがわかりました。使用済製品をリユース品として引き渡したことがある事業者及び官公庁・地方自治体の多くは、引き渡した理由として、収入が期待でき、手間が少なく、また法令に則った処理が出来る点を挙げており、引渡しに際し、特に不満や不都合が生じたことはなかったことも明らかとなりました。

一方で事業者及び官公庁・地方自治体の約 6 割は使用済製品をリユース品として引き渡したことがなく、その理由としては、検討したことがなかったといった意見が多く挙げられています[3]。

図表 11　事業者及び官公庁・地方自治体におけるリユースの現状

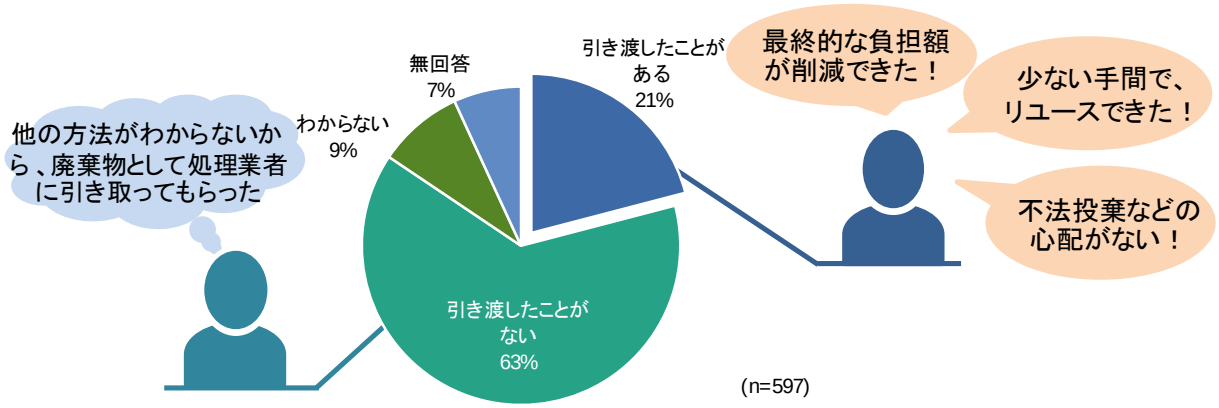

次のページからは、これまでにリユース品の引き渡しを行ったことがない方や、リユースのことは知っているがどのように手続きを進めてよいのか詳しくわからない方を主な対象として、使用済製品のリユースを円滑に進めるために知っておくべきポイントや注意点をとりまとめました。

3 アンケート調査結果からは、約２割が「分からない」という回答、または「無回答」でした。

2．使用済製品リユース（引き渡し）の手引き

2.1 リユースの対象となり得る品目

オフィスから排出される使用済製品は、オフィス家具、OA 機器、家電製品等があります。リユースに回せる品物には、破損していない、中古市場でのニーズがある等の一定の条件はありますが、オフィスから出てくるこれらの使用済製品はリユースの対象になり得ます。

オフィス家具については、機能を失うまで破損しているものは廃棄処分となりますが、それ以外はリユースの対象になる可能性があります。また、同じ型番の品が複数台出る場合は中古品市場での販売がしやすいため、リユース可能な場合が多くなります。

OA 機器、家電製品については破損しておらずそのまま使用が可能であること、あまり古い製品でないことがリユースの条件になる場合が多いようです[4]。

図表 12　リユースが可能なオフィスから排出される使用済製品の例

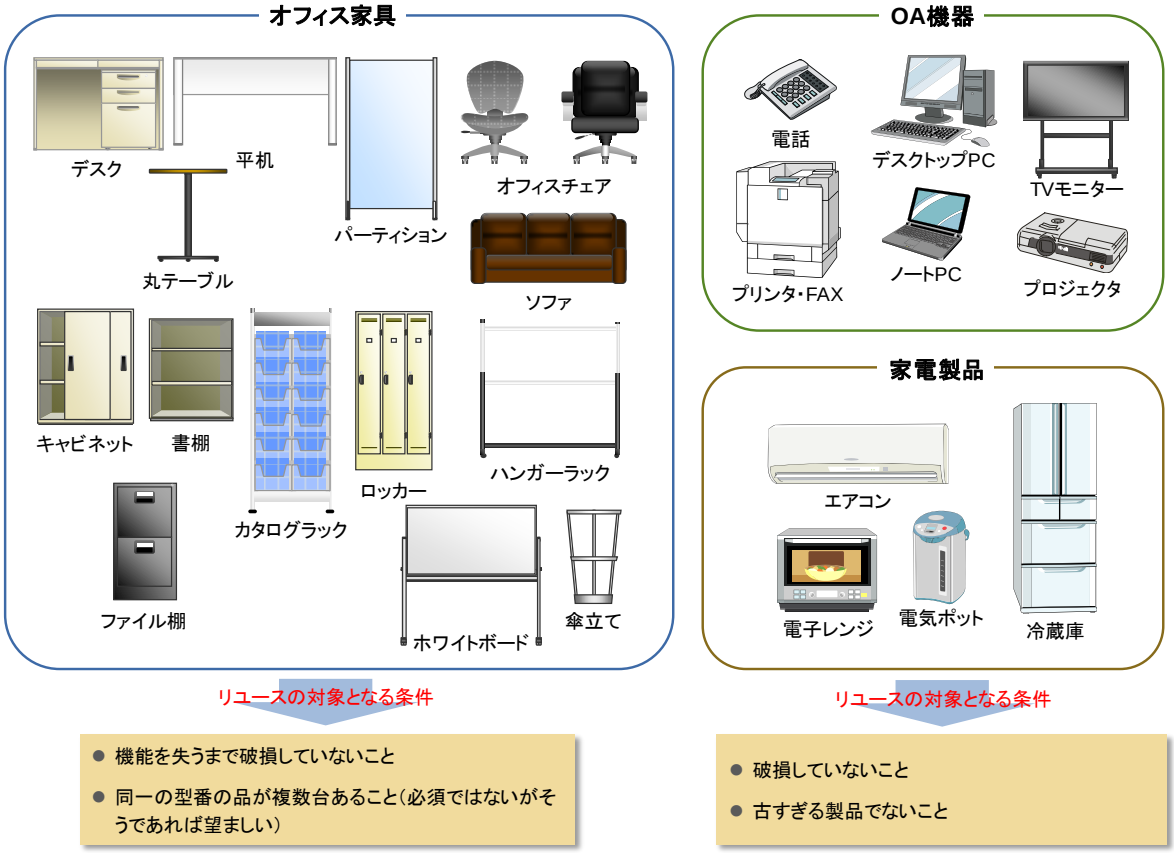

4 家電リサイクル法の対象となる品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（いずれも業務用除く））については、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」において、製造から約７年以内であって、省エネ性能も一定程度高い製品であることなどが求められております。

2.2 商業ベースでの使用済製品リユースの方法

使用済製品リユースの方法としては大きく分けて、リユース業者等に使用済製品を売却する商業ベースでのリユースと、チャリティーショップ等に使用済製品を無償で寄付する社会貢献としてのリユースがあります。以下、商業ベースでのリユースについて詳述します。

2.2.1 リユースの方法と注意点

（1）使用済製品リユースの大まかな流れ

オフィスから排出される使用済製品のリユースの大まかな流れは以下のようになります。まず、排出された使用済製品のうち、リユースできる製品と廃棄物として処理する製品は区別されます。リユース品は排出者から古物商の許可を持つリユース業者等によって有価で買い取られた後[5]、掃除や修繕が行われ、新しいユーザーに販売されます。廃棄物として処理する製品は廃棄物処理業の許可を持った処理業者と廃棄物処理の委託処理契約を結び、廃棄物処理法に則った適切な処理が行われます。

図表 13　オフィスから排出される使用済製品の流れ

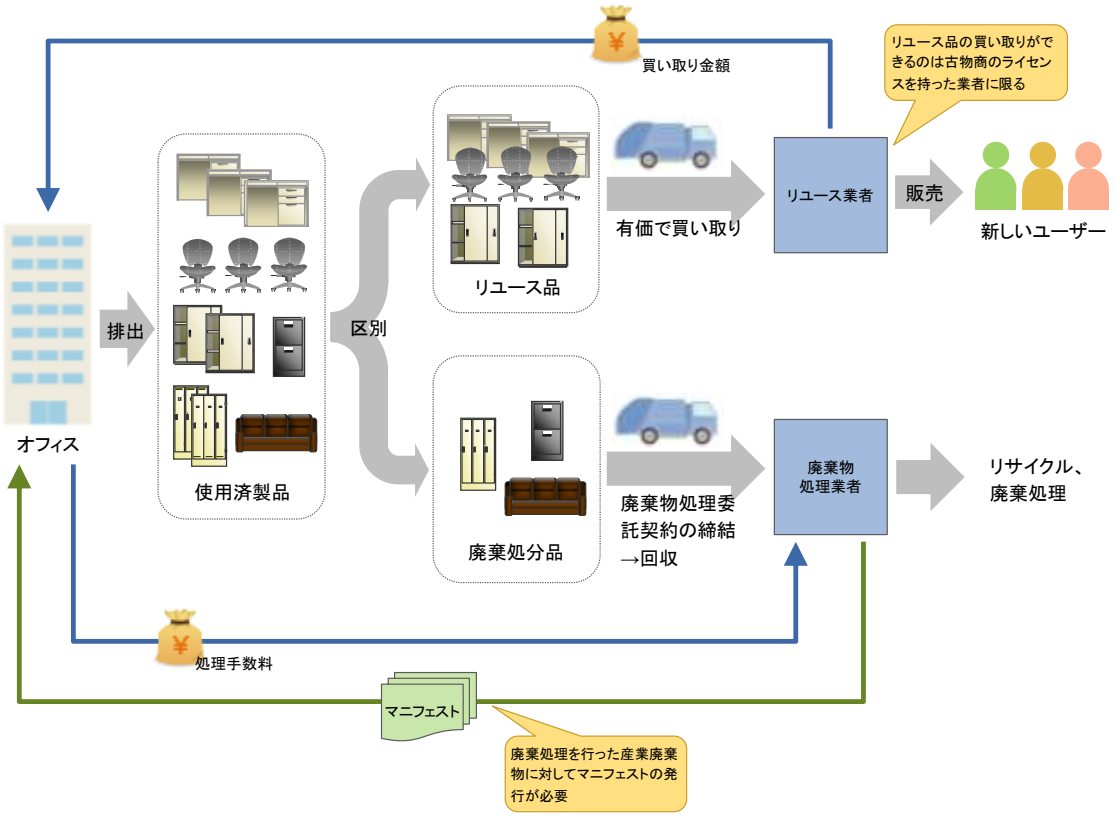

5 リユース品を業者へ引き渡す際には厳密には譲渡契約を結ぶことが必要です。

○古物営業法・古物商とは

古物営業法は、取引される古物の中に窃盗の被害品等が混在するおそれがあることから、盗品等の売買の防止、被害品の早期発見により窃盗その他の犯罪を防止し、被害を迅速に回復することを目的としています。

古物商とは、古物営業法で規定される古物を業として売買又は交換する業者・個人を指します。ここでいう古物とは一度使用された物品、もしくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいいます。

古物商の許可を得ている代表的な事業者がリユース業者です。その他、廃棄物処理の許可を有している事業者でも古物商の許可を得ている事業者もいます。

図表 14　古物商許可の標識例

図表 15　取扱古物類の区分と標記例

古物区分	製品例	標識標記
美術品類	書画、彫刻、工芸品等	美術品商
衣類	和服類、洋服類、その他の衣料品	衣類商
時計・宝飾品類	時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等	時計・宝飾品商
自動車	自動車、その部分品を含む	自動車商
自動二輪車及び原動機付自転車	自動二輪車、原動機付自転車、これらの部分品を含む	オートバイ商
自転車類	自転車、その部分品を含む	自転車商
写真機類	写真機、光学器等	写真機商
事務機器類	レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサー、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等	事務機器商
機械工具類	電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具等	機械工具商
道具類	家具、じゅう器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物等	道具商
皮革・ゴム製品類	カバン、靴等	皮革・ゴム製品商
書籍		書籍商
金券類	品券、乗車券及び郵便切手並びに古物営業法施行令　（平成七年政令第三百二十六号）第一条 各号に規定する証票その他の物	チケット商

（資料）警視庁ウェブサイト（http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kobutu.htm）

（2）使用済製品引き渡しの流れ

使用済製品引き渡しの全体の流れと、チェックポイントを図表 16 に示します。以下、使用済製品の引き渡しの流れを幾つかの段階に分けて、各段階での手順を詳細に記述します。

図表 16　使用済製品の引き渡しの流れと主なチェックポイント

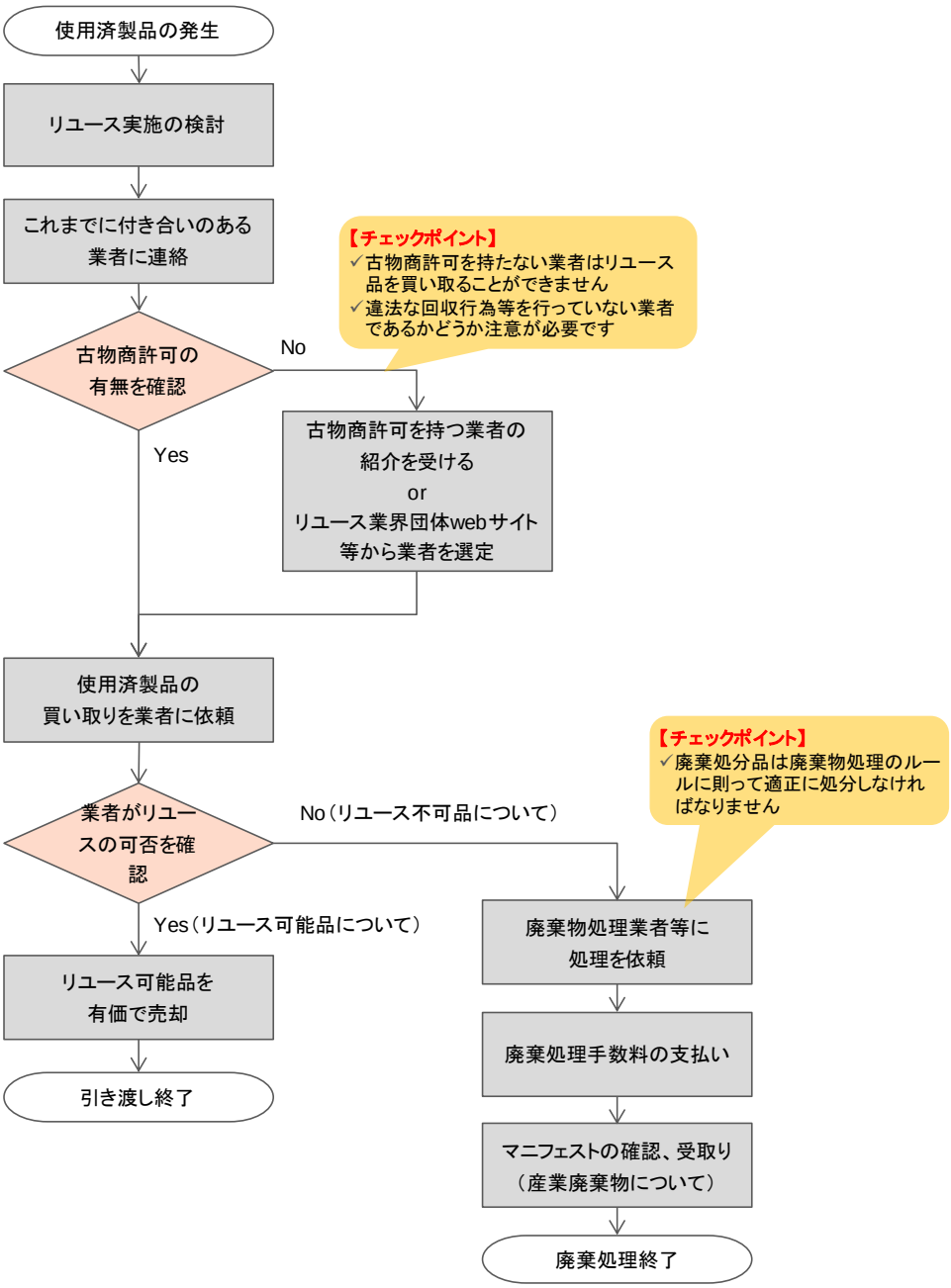

1）リユース実施の検討

オフィスからリユース可能な使用済製品が数多く発生するタイミングとしては、オフィスの移転時やレイアウト変更時、新しい製品への更新時などが考えられます。オフィス家具等において、同じ型番の製品がまとまって出てくる場合にはリユース品として売却可能である事が多いため、まずはリユース品としての売却を検討することが望ましいです。

☑ **チェックポイント**

✓ **まとまった数の使用済製品が発生する場合は、リユース品として売却可能であることが多いため、まずはリユース品としての売却を検討してみましょう**

〇使用済情報通信機器を引き渡す場合の情報管理

パソコンやスマートフォン等の使用済情報通信機器をリユースまたは廃棄処分を行う際は、機器に保存されている情報の管理に注意を払うことが必要です。情報通信機器の HDD 等には大量のデータが保存されており、きちんとした情報管理を行わなければ情報漏洩の可能性があります。

一般的なデータの消去（データをゴミ箱に移す等）作業ではデータを復元出来てしまうため、完全なデータの消去には以下の様な手法で行わなければならず、専門知識やツールが必要になります。自身でのデータ消去が難しい場合は、機器メーカー、機器販売店、サポート業者等でデータ消去を請け負ってもらえる場合がありますので、これらの事業者に相談をしてみて下さい。

図表 17　情報通信機器のデータ消去の方法

- データ消去の専用ソフトウェアを使用してデータを消去する
- 特殊な装置で機器に強磁界をかけてデータを消去する
- 物理的に破壊する

一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)では、中古情報機器取扱事業者への認定制度を設けています。この認定は中古情報機器の適正な処理を行う事業者に付与されているもので、当該認定を受けている事業者リストから業者の選定を行うことも方法の一つです（URL：http://www.ritea.or.jp/a.html）。

また、同協会では情報機器の売却譲渡時におけるハードディスク消去に係るガイドラインを策定しています。使用済の情報機器を引き渡す際には、これらのガイドラインも参考にして下さい（URL：http://www.ritea.or.jp/eh_guide.html）。

2）リユース品の引き渡し先の選定

オフィスから排出された使用済製品を処分する必要が出てきた場合、回収業者に連絡をすることになります。最初にコンタクトを取る業者としてはオフィスビルの管理会社や管理会社が契約している廃棄物処理業者、排出事業者が直接契約している、又はこれまでに付き合いのある廃棄物処理業者等があると思われますが、リユースを行うためには何れの場合においても、引き取りを依頼する業者が古物商許可を有していることが必要です。

もし、これまでに付き合いのある廃棄物処理業者等が古物商許可を有していない場合は、これらの業者からの紹介を受けるか、排出者が自ら古物商許可を有するリユース業者等を探し、リユース品の引き渡し先を選定する必要があります。

なお、引き渡し先を選定する際には、違法な廃棄物回収業者に引き渡さないように注意してください。違法な廃棄物回収業者の中には、古物商の許可のみ有しており、産業廃棄物・一般廃棄物の収集・運搬、処理の許可を有していないにも関わらず、リユースができない使用済製品を廃棄物として有料で回収する業者がおり、こうした事業者の存在が問題になっております。古物商の許認可の有無に加え、依頼する業者がこれらの違法な行為を行っていないかどうか、事業者のウェブサイト等でも確認してください。（違法な廃棄物回収業者の例については、次ページも参照してください。）

自身でリユース業者を探す場合は、下記のリユース業界団体のウェブサイトが参考になります。ウェブサイトには各団体に所属しているリユース業者がリスト化されていますので、自身の事業所から近くに所在するリユース業者に連絡してみるのも１つの方法です。

図表 18　国内リユース業界団体

業界団体名	団体の概要	ウェブサイト URL
日本リユース機構（JRO）	全国の中小規模のリユース・リサイクルショップで形成される業界団体	http://www.jro.or.jp/marchant.html
日本リユース業協会（JRAA）	大手リユース業者で構成される業界団体	http://www.re-use.jp/member/
ジャパン・リサイクル・アソシエーション（JRCA）	全国の中小規模のリユース業者で構成される業界団体	http://www.jrca-reuse.com/group.html

☑　チェックポイント

- ✓　リユース品を引き渡す先は古物商許可を保有している必要があります。依頼をしようとしている業者が古物商許可を有しているかを確認しましょう
- ✓　古物商許可の有無のみならず、違法な廃棄物回収業者でないか、事業者のウェブサイトなども確認しましょう

○違法な廃棄物回収業者への注意

使用済製品の引き渡しを行う際は、違法な廃棄物回収業者へ製品を引き渡さない様、注意が必要です。古物商許可は保有していたとしても、産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬、処分の許可を有しておらず、違法な廃棄物の回収を行っている業者が存在します。

こうした違法な廃棄物回収業者は「なんでも無料で回収」といった宣伝文句をあげており、一見便利なサービスのように見えますが、車に積んだ後に高額な料金を請求される、回収は無料であるが別途処理費用や輸送費として高額な料金を請求されるといったトラブルが発生しています。

図表 19　違法な廃棄物回収業者の例

（出所）環境省ウェブサイト（https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html）

こうした違法な廃棄物回収業者へ廃棄処分品を引き渡すと、法を守った適正な処理を行われたかどうかの確認ができません。回収した廃棄処分品を不法投棄したり、不適正な処理を行ったり、不適正な管理による火災が発生する等の問題が発生しています。

図表 20　違法な廃棄物回収業者による不適正な処理の事例

（出所）環境省ウェブサイト（https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html）

3）リユース可能品・廃棄処分品の引き渡し

オフィスから排出される使用済製品は、リユース品としての価値のある製品（リユース可能な製品）と廃棄せざるを得ない製品（リユースできない製品）のいずれも発生します。この場合、廃棄物処理のルールではリユース可能品と廃棄処分品を一度にまとめて有価物として引き渡すことはできません。リユース可能な製品は古物商許可を有する業者（リユース業者）に、廃棄する製品は廃棄物処理業の許可を有する業者に引き渡す必要があります。ただし、古物商及び廃棄物処理の両方の許認可を有する業者の場合はリユース品、廃棄処分品を同一の業者に引き渡すことが可能です。

図表 21　保有する許認可と引き渡し可能品の組み合わせ

	古物商許可のみ	廃棄物処理業の許可のみ	古物商・廃棄物処理業の両方の許可
リユース可能な製品	○	×	○
廃棄処分する製品	×	○	○

☑ チェックポイント

- ✓ リユース品と廃棄処分品は区別して、それぞれの処理許可を持った業者に引き渡すことが必要です
- ✓ 古物商と廃棄物処理業の両方の許可を保有している業者には、同一業者に両方の品を引き渡すことができます

4）廃棄処分品の適正な処理

オフィスから発生する使用済製品の内、リユース品として引き渡すことができなかった品は各種法令等に則ってリサイクル（再資源化）が行われることが望ましく、リサイクルが困難なものについては廃棄物として適正に処理をすることが必要です。

使用済製品のリサイクルに係る法令としては廃棄物処理法、家電リサイクル法[6]、小型家電リサイクル法[7]があります。廃棄物処理法の広域認定制度では、メーカーによる自主的な回収・リサイクルが行われています（パソコン、携帯電話など）。家電リサイクル法の対象品目はエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目となっています。これら家電リサイクル法の対象品目を廃棄処分する場合は、家電を購入した小売店に引取りを依頼するか、リサイクル券を購入したうえで廃棄物処理法に則り許可を得た適正な収集運搬業者に指定引取場所までの運搬を委託する、もしくは、廃棄物処理法に則り許可を受けた適正な業者に処理を委託することが必要です。小型家電リサイクル法の対象品目は電話やファクシミリ端末、携帯電話や PHS、デジタルカメラやビデオカメラ等となっています。これら小型家電リサイクル法の対象品目を廃棄処分する場合は、小型家電リサイクル法か廃棄物処理法に則り認可を受けた適正な業者に処理を委託することが必要です。

廃棄物としての処理の手順、守るべきルールは通常の廃棄物（産業廃棄物及び一般廃棄物）の処理と同様です（図表 22）。廃棄物の処理に関する契約は、排出事業者と処理業者との間で直接結ぶことが必要になります。

また、産業廃棄物の処理については産業廃棄物の引渡しの際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する必要があります。古物商許可、産業廃棄物処理業許可の両方を有する同一業者にリユース品、廃棄処分品の引き渡しを行った場合も、産業廃棄物についてはマニフェストを交付する必要があります（図表 23）。

☑ チェックポイント

- ✓ **リユース品として引き渡すことが出来なかった製品の内、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法の対象品目は、法令に則りリサイクル処理を行うことが望まれます。**
- ✓ **上記法令以外の品についても可能な限りリサイクルが行われることが望ましく、リサイクルが困難である場合は廃棄物として適正に処理しなければなりません**
- ✓ **同一業者にリユース品、廃棄処分品の両方を引き渡した場合も廃棄処分が行われたものについてはマニフェストを交付することが必要です（産業廃棄物の場合）**

6 家電リサイクル法の概要（環境省 web サイト）（http://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html）
7 小型家電リサイクル法の概要（環境省 web サイト）（http://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html）

図表 22　オフィスから発生する廃棄物の種類と主な処理先

種類	具体例	区分	主な処理先（誰に委託すれば良いか）
家具類	事務用・応接用の机、椅子、本棚、ロッカー、カーペット等	材質に応じ、産業廃棄物である金属くず、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くずに該当	・これらの産業廃棄物について許可を有する産業廃棄物処理業者に委託 ・市町村で粗大ごみとして受け入れている場合もある
		金属、廃プラスチック、ガラス、陶磁器と木製又は繊維製若しくは皮製のものの複合製品は、総体として産業廃棄物に該当	
		上記以外の木製の机、椅子などのものは、一般廃棄物に該当	・市町村又は市町村の許可業者に委託
電気機器	コンピューター、プリンター、ケーブルその他の附属機器（情報通信機器）	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	・一部のパソコン等のメーカーでは環境大臣の指定を受けて回収・再生利用を実施しているので、これらのメーカーに委託することが可能 ・または、これらの産業廃棄物について許可を有する産業廃棄物処理業者に委託
	テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機（家電４品目）	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	・家電リサイクル法に基づき購入した小売店に引き渡す ・これが困難な場合は、産業廃棄物について許可を有する産廃処理業者に委託
	掃除機、扇風機、VTR等（その他の電気製品）	材質に応じ、産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くずに該当	・小型家電リサイクル法の対象品目は同法に基づき、認定を受けた業者に引き渡し、マテリアルリサイクルを行う ・他の製品については、これらの産業廃棄物について許可を有する産業廃棄物処理業者に委託 ・市町村で受け入れている場合もある
その他	パンチ、バインダー等	産業廃棄物である金属くず、廃プラスチック類に該当	・これらの産業廃棄物について許可を有する産業廃棄物処理業者に委託 ・中小規模事業所を中心に市町村で受け入れている場合もある
書類等	雑誌、書籍、書類	通常の業務で不要とされるものは、一般廃棄物に該当	・他の不要物と分別して、紙類について古紙回収業者に委託

（出所）環境省「引越時に発生する廃棄物の取扱いについて－引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアル－」（http://www.env.go.jp/recycle/waste/hikkoshi/manual.html）に一部加筆

図表 23　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（紙マニフェストの場合）

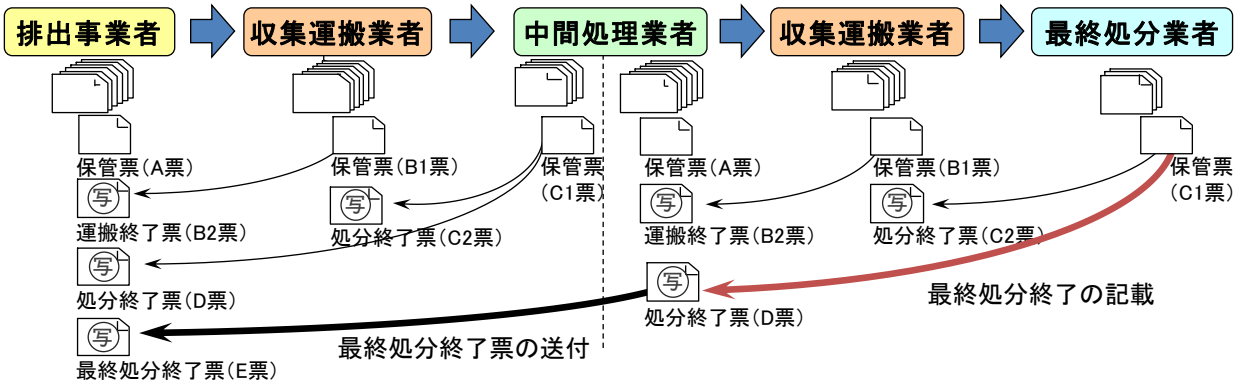

2.2.2 リユースの実施例

（1）古物商許可を有する業者（リユース業者等）への引き渡し

古物商の許可を有するリユース業者等には、オフィスから発生する使用済製品の内、リユース可能品を引き渡すことができます。また、リユース業者等が他の廃棄物処理業者と連携することで、廃棄処分となる品についても引き渡しを依頼することが可能な場合もあります。ただし、リユース可能品と廃棄処分品を一度にまとめて有価物として引き渡すことはできません。使用済製品の引き渡しの手順は、おおよそ以下のとおりです。

リユース業者等が窓口となって使用済製品の処理業務を受ける場合、廃棄処分となる製品の引き取り及び処理の作業は、リユース業者が仲介した廃棄物処理業者が行います。廃棄処分品処理に係る部分の委託契約は排出事業者と廃棄物処理業者間での締結が必要です。

ここではリユース業者等にリユース品及び廃棄処分品の処理の窓口を依頼する例をあげていますが、排出事業者自身がリユース品はリユース事業者等に、廃棄処分品は廃棄物処理業者にそれぞれ直接依頼する形ももちろん可能です。

図表 24　使用済製品の引き渡し手順（リユース業者への引き渡し）

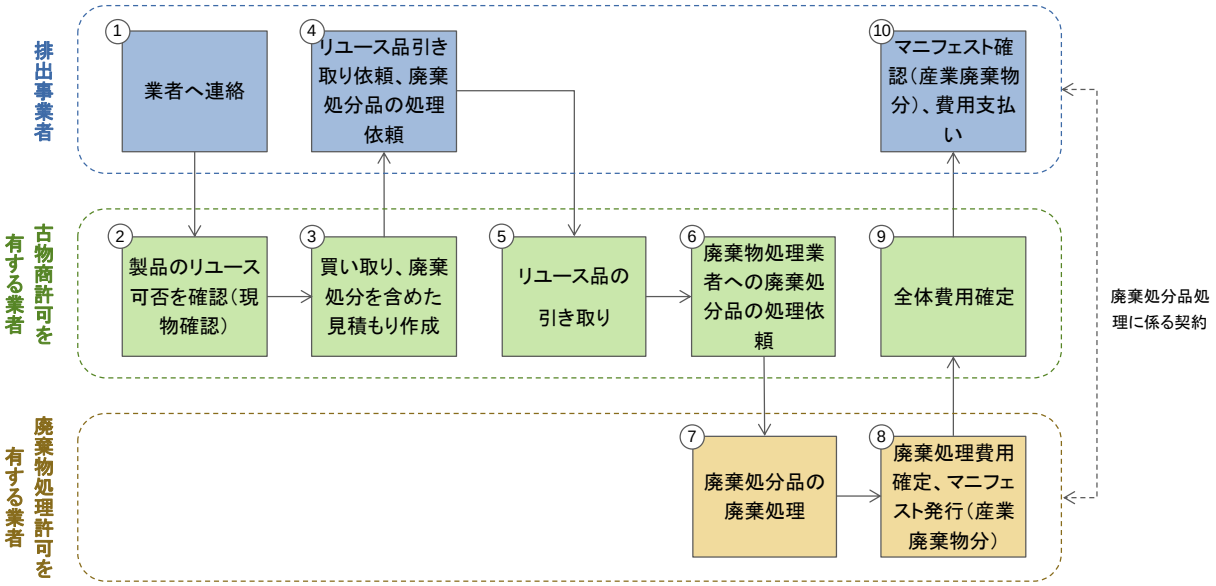

【事例】Ａ社

Ａ社は、事業所からのゴミゼロを目指して、不要物のリユース、リサイクルソリューションを提供しています。リユースできるものは当社の販売網を通し、限りなくリユースを行います。リユースできないものも資源としてマテリアルリサイクルを行います。

図表 25　A 社の不要物のリユース・リサイクルサービスの概要

（出所）A 社ウェブサイト

廃棄物処理法に沿って、処理委託契約は排出者と処理業者間で締結します。Ａ社は排出事業者と代行契約を締結し、指定業者の処理状況を管理し、 契約手続きや決済窓口、事務手続（マニフェスト・リサイクル券・道路使用許可・データ分析等）を代行します。

図表 26　排出事業者と処理業者との契約関係

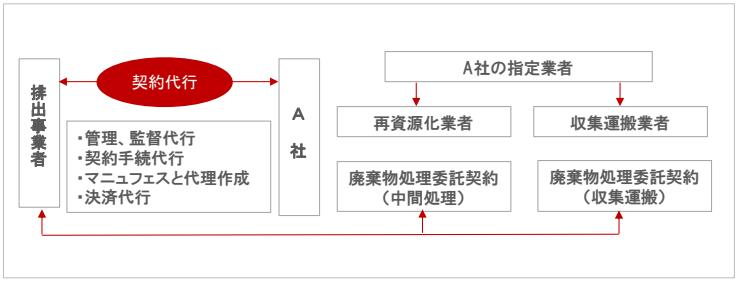

（出所）A 社ウェブサイト

（2）古物商許可及び廃棄物処理許可の両方を有する業者への引き渡し

古物商及び廃棄物処理の両方の許可を有する業者（古物商の許可を有する廃棄物処理業者等）には、リユース品、廃棄処分品の両方を引き渡すことができます。同一業者への引き渡しですが、この場合もリユース品と廃棄処分品をまとめて一度に有価物として引き渡すことはできません。業者が製品を確認した後、リユース品として売却可能と判断した製品を商品として引き取ります。残りの品は廃棄処分品として適正に処理する必要があります。

リユース品として引き取られた製品は、廃棄物処理業者等から直接リユース業者等に売却される場合が多いようです。一部の廃棄物処理業者には自身でリユース品のオークションを開催し、引き取ったリユース品の売却を行っている場合もあります。リユース品のオークションの場合は製品の所有者は排出者となりますから、業者との間に中古品売買代行の委託契約を結ぶことになります。

リユース品として引き取った製品のうち、売却できないものが発生した場合は、製品を引き取った業者に委託し、廃棄処分品として適正に処理する必要があります。この場合は改めて廃棄物処理の委託契約を結ぶ必要が出てきます。

処理費用はリユース品の売却及び廃棄処分品処理が完了した時点で確定します。廃棄処分品の処理にかかった費用から、リユース品の売却益から諸々の手数料を除いた額を控除した額が全体の負担額となります。

図表 27　使用済製品の引き渡し手順（産業廃棄物処理業者への引き渡し）

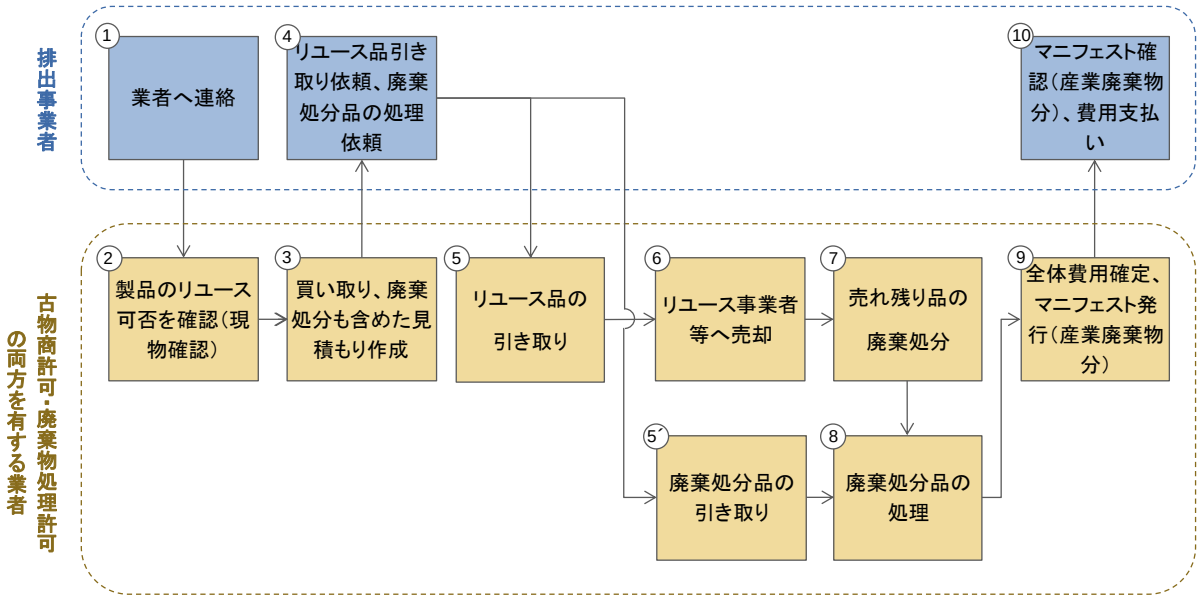

【事例】Ｂ社

Ｂ社は移転やリニューアルなどで不要になった什器備品類は廃棄せず、排出事業者と中古販売委託契約を締結し、他社が運営する中古品オークションで売却するサービスを提供しています。

オークションスタイルでのリユース品の販売は、販売はロット数の小さい製品、多くの種類の製品に対応可能な点が特徴としてあげられます。オークションには様々な種類のバイヤーが参加しており、大体の品に買い手がつきます。

図表 28　リユースオークションの対象品

オフィス家具 / オフィス商品 / 家電品 / パソコン / OA 機器 / 家具 / インテリア / 厨房機器 / ギフト品（食器・タオル等） / ブランド品 貴金属・ジュエリー / 美術・骨董品 / クリスタル・陶磁器 / 等

（出所）B 社資料

図表 29　リユースオークションの仕組み

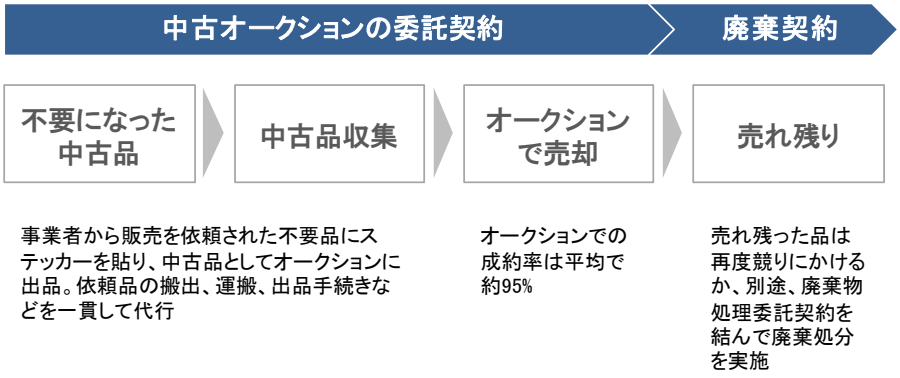

（出所）B 社資料

図表 30　リユースオークションによるコスト削減効果

	リユースオークション	従来の廃棄処理
搬出	40,000	40,000
運搬	120,000	120,000
競り売	-182,400	0
金属くず	10,000	40,000
産廃	45,000	540,000
代行手数料	30,000	0
	62,600	740,000

（注）上記は典型事例（都 23 区内、300 品、売買制約率 95%）によるシミュレーション
（出所）B 社資料

【事例】C 社

C 社では不要品であってもまだ使用可能なものは中古品として買い取り、リユース品として自社で開催するオークションにおいて売却するサービスを提供しています。リユースの対象となるものは、オフィス家具・一般家具・衣服・食器・電子機器・産業機械など多岐にわたります。製品の機能が損なわれておらず、使える状態であるならばリユース出来る可能性があります。

図表 31　提供サービスの流れ

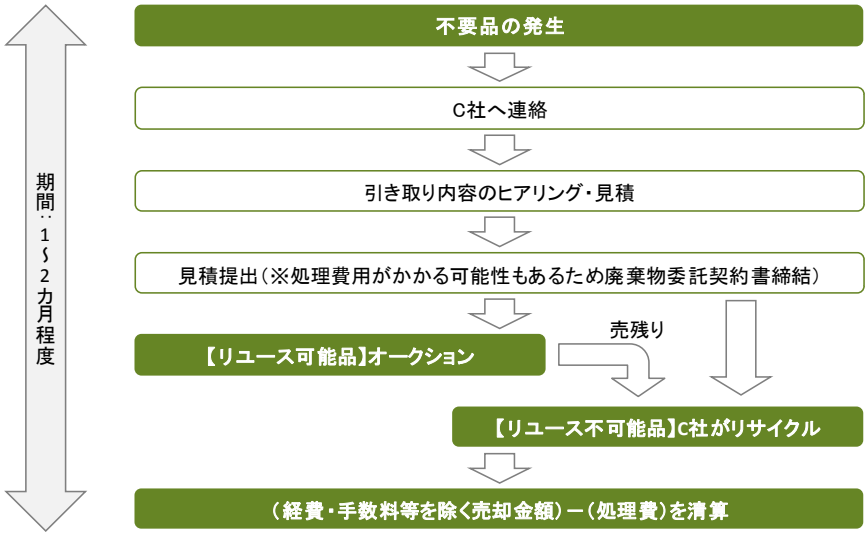

（出所）C 社資料

不要品がリユース可能であるかどうかの判断・仕分け、荷出し、オークション、廃棄物の処理、費用の清算までを C 社が一括して行います。オークションで売却が出来なかった品は C 社がリサイクル処理を行います。

図表 32　リユースオークションの流れ

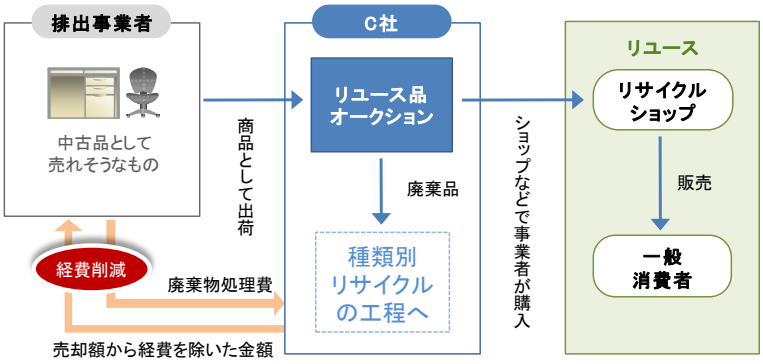

（出所）C 社資料

2.3 社会貢献としての使用済製品リユースの方法

リユース業者等に使用済製品を売却する商業ベースでのリユースの他にも、NPO 法人やチャリティーショップ等に使用済製品を無償で寄付する社会貢献としてのリユースがあります。以下に社会貢献としてのリユースの例を紹介します。

（1）認定 NPO 法人イーパーツのリユース PC 寄贈プログラム[8]

認定 NPO 法人イーパーツは非営利団体・ボランティア団体・高齢者や障害者グループの支援を目的とする認定特定非営利活動法人です。同認定法人では企業から無償提供を受けたリユースパソコンや周辺機器、ソフトウェアを非営利団体・ボランティア団体などの市民活動や NPO へ無償で寄付し、情報化を支援するプログラムを実施しています。

寄付を行っている品目としては、リユースパソコン、カラーレーザープリンタ、その他周辺機器（複合機、ラベルライター、プロジェクター、等）、ソフトウェアがあります。提供可能な製品は古すぎない、市民団体等の業務に耐えられるもとのとしており、例えばパソコンであれば Windows7、Office2010 が正常に起動するもの、プリンターなどの周辺機器は正常に起動するものが条件となっています。

（2）日本チャリティーショップ・ネットワーク[9]

チャリティーショップは市民や企業から寄付された品物を中古品として販売し、その利益は国際協力や環境、福祉など、さまざまな社会課題の解決に活用されます。無償で寄付されたものを販売する点がリユースショップとは異なります。

オフィスの近くにこうしたチャリティーショップがあれば、まだ利用可能な使用済製品を無償で寄付することも一つの方法です。国内のチャリティーショップの数はまだ多くありませんが、チャリティーショップのネットワーク化を進めている団体もありますので、こうした団体のサイトからショップの情報を入手することもできます。

---

8 認定 NPO 法人イーパーツ（http://www.eparts-jp.org/program/index.html）

9 日本チャリティーショップ・ネットワーク（http://charityshop.jp/）

2.4 リユース実施にあたってのコンプライアンス上の留意点

使用済製品のリユース（引き渡し）を行う際のコンプライアンス上の留意点として、第一に適正な許可を持った業者に製品を引き渡すことがあげられます。事業所から出る使用済製品のリユース品としての引き渡しができるのは、古物商の許可を有する業者に限られます。

第二にリユース品としての引き渡しが出来なかったものは、排出者が廃棄物処理のルールに則って、廃棄物処理業（産業廃棄物・一般廃棄物）の許可を持つ業者に依頼して適正処理を行うことがあげられます。古物商と廃棄物処理の両方の許可を持つ業者には、リユース品と廃棄処分品の両方を引き渡すことができますが、排出者は廃棄処分品が適正に処理されたかどうかを確認することが必要です。

また、リユース品として回収された製品であっても、スクラップ品として海外に輸出される場合もあることから、リユース品についてもきちんとリユースがなされている事を確認することが望まれます。

リユースを行うにあたって守るべき主な法令の全体像を以下に整理しています。リユース実施にあたってコンプライアンス上の不明な点があればこちらの法令を参照してください。

図表 33　リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理（全体像）

	国民・消費者の責務	リユース業の遵守すべき事項		
		1. 買取時	2. 販売・保管時	3. 廃棄時
循環型社会形成推進基本法	■ 国民の責務（第 12 条） ・ 基本原則に則った再生品使用など	■ リデュース・リユースの推進（第 7 条、基本計画）（[1]リデュース、[2]リユース、[3]リサイクル、[4]熱回収、[5]適正処分の順に優先） ■ 事業者の責務（第 11 条）		
廃棄物処理法	■ 国民の責務（第 2 条の 3） ・ 廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による再生利用、など	■ 一般廃棄物の収集運搬について（第 7 条） ■ 下取りの取り扱い（平成 25 年 3 月 29 日 環廃産発第 13032910 号通知） ■ 引越事業者への特例（施行規則第 2 条 10 項、平成 15 年 2 月 10 日環廃産 83 号通知）	■ 輸出について（第 10 条、第 15 条 4 の 7 関連）	■ 売れ残った製品が産業廃棄物に該当する場合の適正な処理について（第 12 条） ■ 専ら物の取使いについて（第 7 条、第 14 条、平成 25 年 3 月 29 日 環廃産発第 13032910 号通知）
家電リサイクル法	■ 消費者の責務（第 6 条） ・ 排出時のリサイクル料金の支払い（収集運搬の費用、メーカーリサイクル料金）	■ 小売業者の果たすべき役割（引取り義務）（第 9 条） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成 24 年 3 月 19 日環廃企1号通知関連） ■ フロン類の漏洩防止回収（エアコンなど）（基本方針）	■ 小売業者の果たすべき役割（引取り義務）（第 9 条）（再掲） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成 24 年 3 月 19 日環廃企1号通知関連）（再掲）	■ 家電4品目の適正な処理について（第 10 条） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成 24 年 3 月 19 日環廃企1号通知関連）（再掲）
小型家電リサイクル法	■ 消費者の責務（第 6 条） ・ 分別排出・適正な引渡し			■ 認定事業者等への引渡し（第 7 条、基本方針）
その他の法令			■ バーゼル法 ■ 使用済電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準	

（出所）環境省「平成 25 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書」

３．リユース品調達の手引き

平成 27 年度に環境省が実施したアンケート結果をもとに、事業者及び官公庁・地方自治体における使用済製品のリユース品調達の状況を整理し、調達・購入する際のポイントをまとめました。

３.１ 事業者及び官公庁・地方自治体におけるリユース品調達の現状

（１）過去の中古品・リユース品の調達・購入の有無（オフィス家具）

過去のオフィス家具の中古品・リユース品の調達・購入実績については、「購入したことがない」が最も高く 64%でした。次いで、「購入したことがある（26%）」となっています。

事業者、官公庁・地方自治体それぞれのリユース品調達実績は、事業者の「購入したことがある」が 29%に対し、官公庁・地方自治体の「購入したことがある」が 2%となっています。

図表 34　過去のリユース品の調達・購入実績

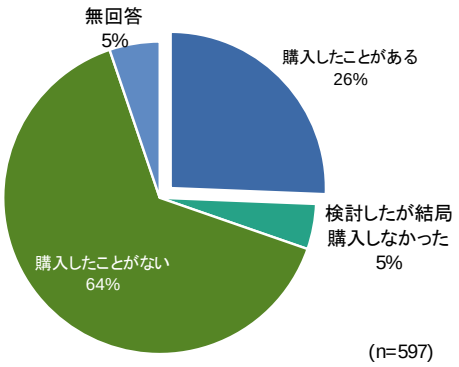

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

図表 35　過去のリユース品の調達・購入実績（事業者・官公庁・地方自治体別）

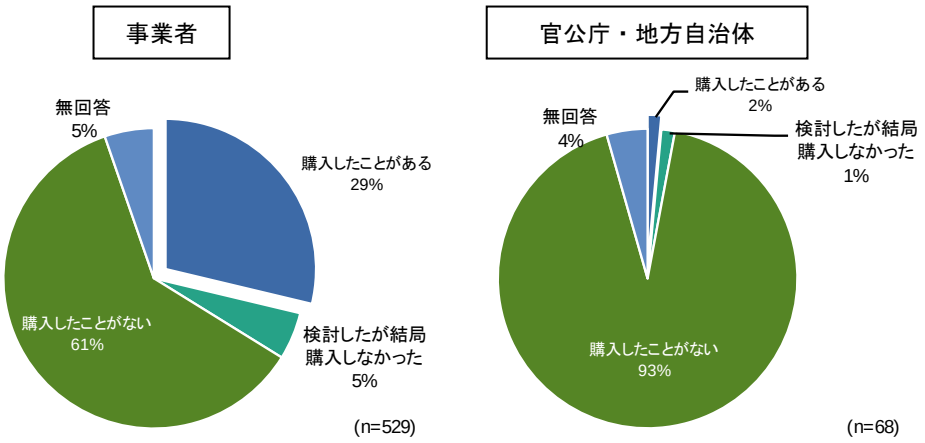

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

（2）過去 5 年におけるリユースオフィス家具の品目別調達・購入実績

過去にオフィス家具の中古品・リユース品の調達・購入実績があると回答した事業者及び官公庁・地方自治体に、実際に調達・購入したリユースオフィス家具の品目を聞いたところ、机・テーブルが 44%と最も多く、本棚・ロッカーが次いで 35%、いす・ソファが 34%となっています。

図表 36　過去 5 年間のリユースオフィス家具の品目別調達・購入実績

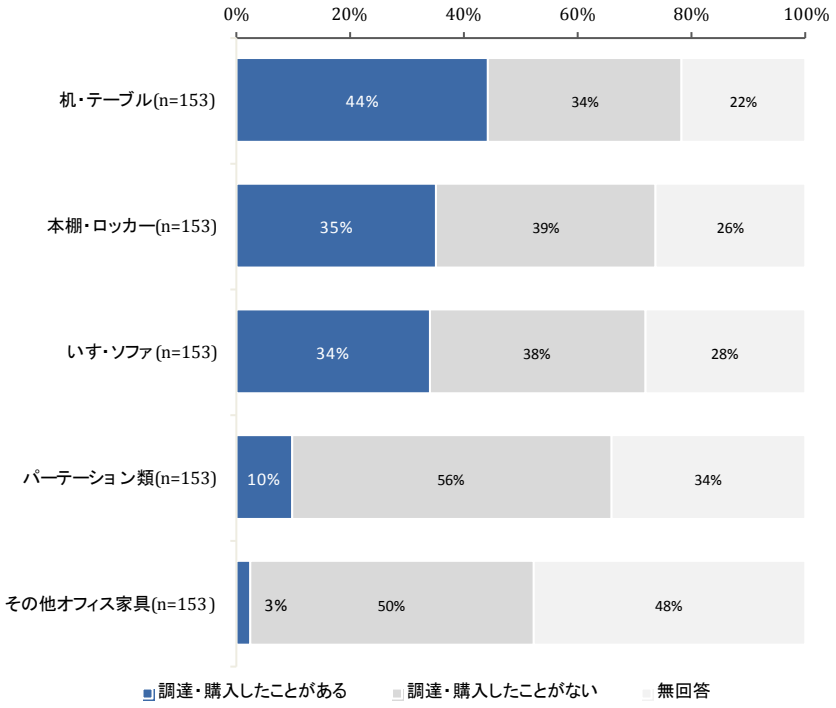

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

（3）中古品・リユース品を購入した理由

中古品・リユース品（オフィス家具、電気機器含む）を調達・購入した事業者及び官公庁・地方自治体に、その理由を聞いたところ、「価格が手ごろだった」の割合が最も高く 77%、次いで、「十分な品質であった（機能・耐久性・外観等）（55%）」、「希望する機能・色・デザインの製品が確保できた（16%）」となっています。「その他（4%）」として、知人の薦めがあったため、すぐに欲しかったため、などが挙げられています。

図 1　中古品・リユース品を購入した理由

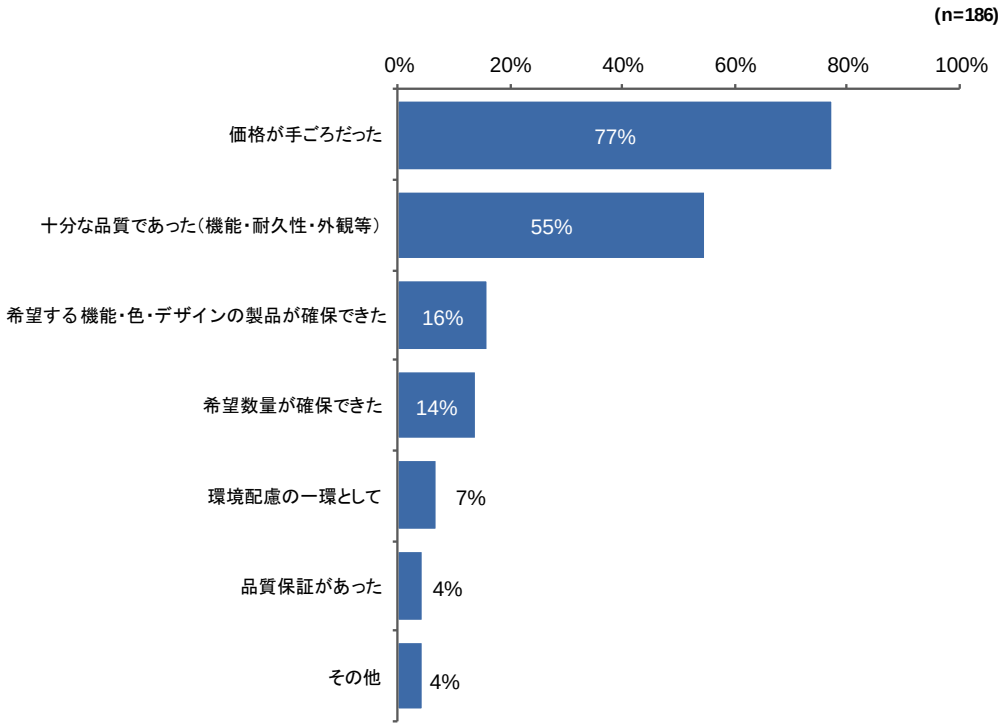

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

（4）リユース品の購入に至らなかった、あるいは購入したことがない理由

リユース品を調達・購入したことがない事業者及び官公庁・地方自治体を対象に、購入に至らなかった、あるいは購入したことがない理由を聞いたところ、「品質面（耐久性・外観等）で不安があった」の割合が最も高く 45%、次いで、「品質保証が不十分だった（23%）」、「価格が思ったほど手ごろではなかった（17%）」となっています。「その他（10%）」として、希望する製品を探す手間を要するため、リユース品の購入実績がないため、時価の算定が困難なため、指名登録業者の競争による購入を原則としているため（官公庁・地方自治体等）、などが挙げられています。

図 2　リユース品の購入に至らなかった、あるいは購入したことがない理由

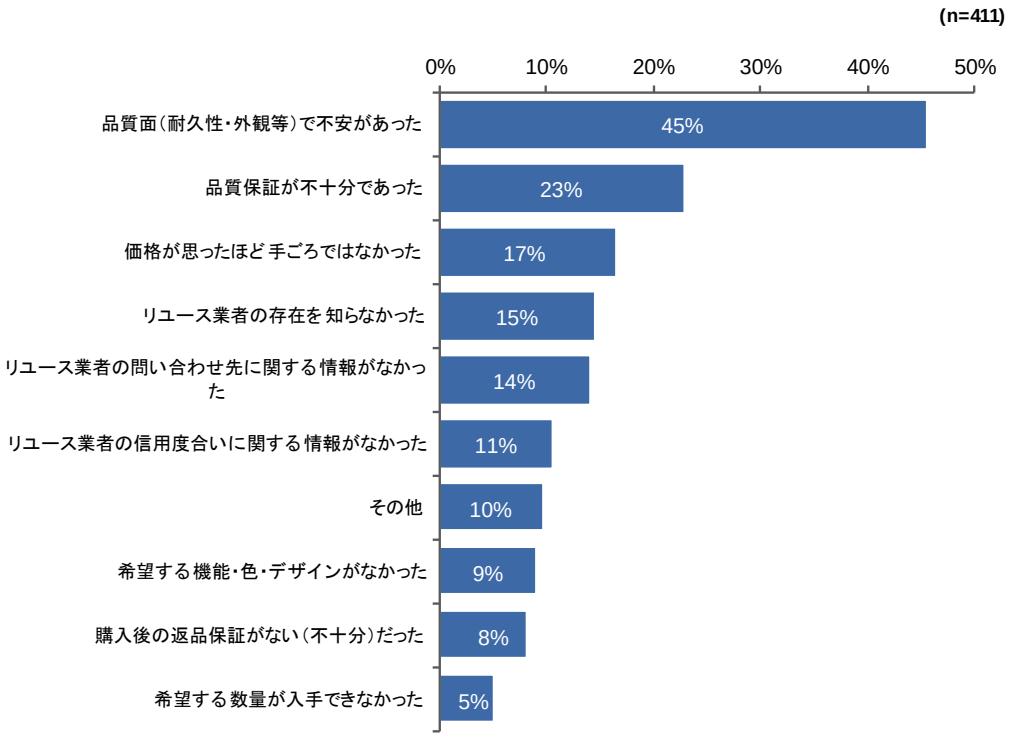

（出所）環境省「平成 27 年度使用済製品のリユース等に関するアンケート」より作成

（5）アンケートから見えるリユース品調達・購入の現状のまとめ

アンケート結果によれば、事業者及び官公庁・地方自治体の約 4 分の 1 が、これまでにオフィス家具の中古品・リユース品を調達・購入したことがあることが分かりました。購入した品目は机・テーブルやいす、本棚など、幅広いオフィス家具の購入実績がありました。

調達・購入したことがある事業者及び官公庁・地方自治体に、その理由を聞いたところ、値段が手ごろだったことや、中古品・リユース品が十分な品質であったことが挙げられました。

一方で、6 割強をしめる中古品・リユース品の調達・購入経験のない方々からは、品質面での不安が多く挙げられており、また品質保証が不十分であるとの意見も挙げられています。

図表 37　中古品・リユース品調達・購入の現状

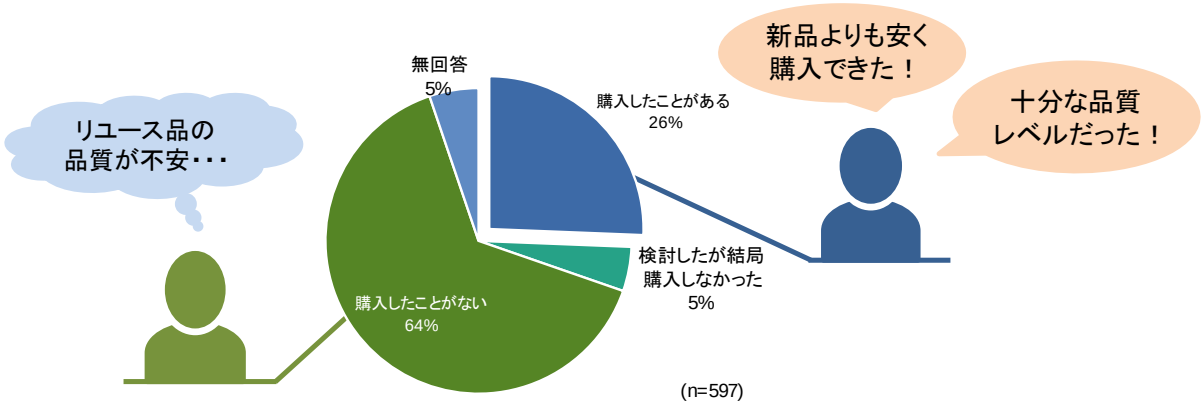

3.2 リユース品の調達・購入方法

（1）リユース品の調達先

オフィス家具をはじめとしたリユース品は、リユースショップ、中古品販売店だけでなく、インターネットショッピングサイトやインターネットオークションなど、様々な方法で調達・購入することが出来ます。以下に、それぞれの調達・購入先の特徴をまとめました。

図表 38　主なリユース品の調達・購入先形態

	特徴
リユースショップ 中古品販売店 （店舗型）	■ 実際に商品をみて購入の判断が出来るので、製品の品質面を最も重視する方におすすめです ■ まとまった数の商品を購入する場合に向いています ・ 実際に現物を見て購入の判断ができるため、品質面での不安が少なく、納得した上で購入できます ・ 店舗によっては品質保証を行っている場合もあり、購入後すぐの品質トラブルの際にも安心です
インターネット ショッピングサイト	■ 近隣にリユースショップがない方や、インターネットで手軽に購入をしたい方におすすめです ■ まとまった数の商品を購入する場合に向いています ・ 近隣にリユースショップがない方も、インターネットを利用して、手軽に購入できます。また写真や商品状態に関する記載が充実しているショッピングサイトを利用することで、商品の状態を事前にチェックすることも出来ます ・ 大手リユース店の場合、豊富な品揃えの中から好みの製品を選ぶことが出来ます
インターネット オークション	■ 近隣にリユースショップがない方、購入をそれほど急いでいない方、手軽に安く購入をしたい方におすすめです ■ 単品又は小さい数での商品購入に向いています ・ 店舗型、インターネットショッピングに比べて安く購入できる場合があります ・ 品質保証などはないことがほとんどであり、商品の状態を事前に十分に確認する必要があります

（2）リユース品を調達する際の留意点

リユース品を購入する際の品質面の不安をなくし、安全安心なリユース品の購入を行うためには、使用済製品・リユース品の適正な取扱を行っているリユース店を選ぶこと、現物や写真で製品状態を十分に確認することが重要です。

リユースショップやオークションサイトによっては、リユース品の品質保証や交換制度を設けている場合もあります。リユース業界団体ではこうした優良店の認定をしており、業界団体サイトから具体的なリユースショップを探すことが可能です。ただし、業界団体に所属している企業の全てが認定を受けているわけではないため、各業界団体のウェブページで確認をするようにして下さい。

☑ **チェックポイント**

- ✓ 購入段階でのトラブルをなくすため、リユース業界団体に加盟する企業・店舗であることを確認しましょう
- ✓ 製品を選ぶ際、現物確認（インターネットでの購入の場合は写真等での確認）を十分に行い、不明な点は直接問い合わせるなどしましょう
- ✓ 店舗や製品によっては、品質保証や一定期間の交換制度を設けていますので、そうした制度も活用しましょう

図表 39　リユース業界団体と認証制度例

団体名		概要と団体 URL
JRCA	概要	全国の中小規模のリユース業者等で構成されている団体です
	URL	http://www.jrca-reuse.com/index.html
	自主的取り組み例	■　優良リユース販売店認証制度 • 会員企業向けの優良店の認証制度を設けています。ガバナンス等社内体制、法令違反・反社会勢力との関わり等、法令遵守体制を審査しています ■　トラブル防止のための注意喚起 • 一般消費者とのトラブル防止のため、契約書締結等の呼びかけを実施しています
JRAA	概要	上場企業を中心に大手リユース・リサイクルショップ等で構成されている団体です
	URL	http://www.re-use.jp/
	自主的取り組み例	■　優良店認証制度 • 会員企業を対象とした優良店の認証制度を設けています。販売する商品への点検・清掃、一定期間以上の保証を義務付けています
JRO	概要	中小規模のリユース・リサイクル会社や情報機器データ消去ソフトウェアメーカ等で構成されている団体です
	URL	http://www.jro.or.jp/
	自主的取り組み例	■　リユース電子マニフェスト • リユース製品を引き取ってから、エンドユーザーに再販するまで、いつ・どこで・どのような取扱いとなっているか、個別に管理する仕組みです。主に家電量販店が消費者から引き取った製品を対象に運用されています。
RITEA	概要	情報機器リユース・リサイクルショップ等で構成されている団体です
	URL	http://www.ritea.or.jp/
	自主的取り組み例	■　RITEA 認定情報機器リユース取扱事業者 • 情報機器リユース取扱いに適切な対応をしている情報機器リユース取扱事業者に対して、「RITEA 認定情報機器リユース取扱事業者」資格を付与しています。 • 「情報機器 3R&データ消去ガイドブック」の作成・配布、情報機器リユース・リサイクルに関連する日本の法令（現状 11 種）や使用済情報機器に残っている個人情報等のデータ消去方法などを解説しています。

【事例】適正な中古情報機器取扱業者に対する認定制度

情報機器リユース・リサイクル協会（RITEA）は、良質な情報機器リユースの認知及び流通促進を目的として、適切な情報機器リユース取扱を行っている情報機器リユース取扱事業者に対して、協会認定資格である「RITEA 認定情報機器リユース取扱事業者」資格を付与しています。

有資格事業者は買い取った（引き取った）使用済製品のデータ消去前の適正保管、データ消去なども適正に実施することから、使用済製品を引き渡す場合も、リユース品を調達・購入する場合も安心です。

図表 40　RITEA 認定ロゴマーク
（左：事業者ロゴマーク、右：認定リユース品ロゴマーク）

（出所）情報機器リユース・リサイクル協会

図表 41　RITEA 認定情報機器リユース取扱事業者の種類と対象製品

事業者資格種別	・買取（引取り） ・再商品化（データ消去） ・販売
対象リユース製品	・パソコン ・ワークステーション ・サーバー ・液晶ディスプレイ ・複合機 ・従来型携帯電話／スマートフォン ・タブレット端末等

【事例】製品仕様・状態が掲載されたインターネットショッピングサイト（オフィス家具）

インターネットショッピングサイトの中には、製品の状態を詳細に記載したり、写真を豊富に掲載したりするなど、購入者が製品状況をより詳しくわかるように工夫しているものもあります。独自の基準を設けて、製品の外観や機能の劣化状態など、項目別に商品の状態がわかるものもありますので、こうしたものも活用しましょう。

図表 42　ショッピングサイトにおけるリユース品（オフィス家具）の状態表示例

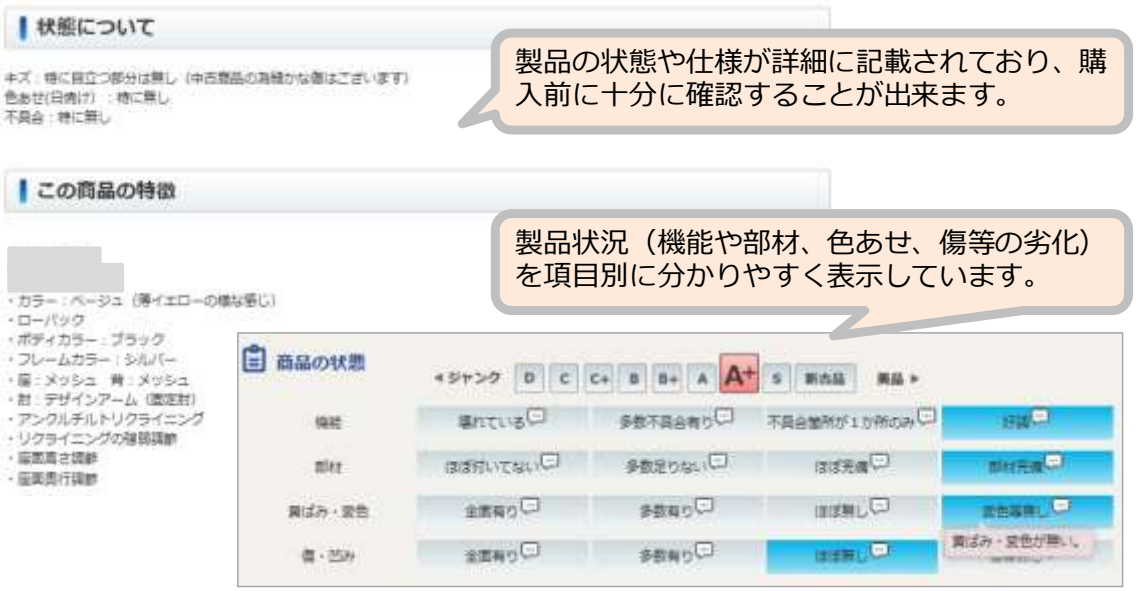

（出所）A 社ウェブサイトより作成

【事例】リユース品の返品・交換制度

購入したリユース品に万が一初期不良があった際、すみやかに返品や交換などの対応を行ってくれるリユース業者であれば、安心して製品を購入することが出来ます。参考までに、いくつかの事業者が行っている購入後の返品・交換制度を整理しました。こうした返品・交換制度を設けているリユース事業者を選択することで、購入後も安心してリユース品を使用できます。

図表 43　リユース事業者の返品・交換制度の事例

中古オフィス家具販売事業者	・「安心保障」サービスを実施しており、万が一購入商品に不具合があった場合は、交換・返品が可能（基本的には納品後１週間以内の対応） ・事業者瑕疵（かし）に関しては返品可能（原則には、納品後１週間以内の対応）
中古オフィス家具販売事業者	・購入した中古商品に不具合や破損等があった場合、到着日より 14 日以内であれば同じ商品又は同等商品と交換。同等品がない場合は代金返金
中古オフィス家具販売事業者	・製品の初期不良や破損は無償で交換・修理・返金等の対応 ・６ヶ月の長期保証を付帯しており、通常使用にて故障や破損が発生した場合には無償で交換・修理・返品対応
中古パソコン販売事業者	・同社が取り扱う中古パソコンは全品３年間の保証を付帯
中古家電・電化製品販売事業者	・対象製品について、販売後の通常の使用の範囲で発生した動作不良について、「６ヶ月間動作保証」を付帯
中古事務機販売事業者	・購入後に機能的な不具合があった場合は、ただちに返金もしくは同等品との交換対応を実施

（出所）リユース事業者ウェブサイトより作成

４．おわりに

本資料では、これまでに使わなくなった製品をリユース品として売却・引渡したことがない、オフィス等で使用する各種製品をリユース品で購入したことがない事業者の総務部署・管財関係部署の担当者の方を主な読者とし、これらのオフィス等で使わなくなったけれどもリユース品としての価値があるものをリユース品として排出していただくこと、排出だけではなくリユース品を上手く活用してもらうことを目的に、リユースの手順や事例、参考となる情報などを紹介してきました。

オフィスから発生する使用済製品のリユース（引き渡し）を行う際のポイントは、まずは、排出される使用済製品のリユース品としての売却を検討してみることです。破損していない製品、古すぎない製品であれば、リユース品として売却できる可能性はあります。

使用済製品の引き渡し先をどのようにして見つけるかですが、これまでに付き合いのある廃棄物処理業者等にまずは打診をしてみましょう。新たに業者を見つける必要がある場合は、リユース業界団体のウェブサイト等から情報を入手することができます。業者の選定をする際は、古物商許可を有しているかを確認するようにします。また、違法な廃棄物回収を行っている業者に使用済製品を引き渡さない様に注意しましょう。

引き渡し業者が決まれば、業者にリユースの可否を確認し、リユース可能な製品の引き取りを依頼します。リユースが難しく廃棄処理が必要な製品については廃棄物処理のルーツに則って、処理業者に別途依頼し、適正に処理をすることが必要です。古物商と廃棄物処理業の両方の許可を保有している業者であれば、同一業者に両方の品を引き渡すことができます。こうした業者を選定できればワンストップでの取扱いができるため便利です。

リユース品を購入、活用する際は、購入段階でのトラブルをなくすため、リユース業界団体に加盟する企業・店舗であることを確認しましょう。また、製品を選ぶ際、現物確認（インターネットでの購入の場合は写真等での確認）を十分に行い、不明な点は直接問い合わせるなどして下さい。業界団体、店舗や製品によっては、品質保証や一定期間の交換制度を設けていますので購入時に確認すると良いでしょう。

５．資料編

■　リユース品の引き渡し先、購入先を探す際の情報源

- 日本リユース機構（JRO）（http://www.jro.or.jp/）
- 日本リユース業協会（JRAA）（http://www.re-use.jp/）
- ジャパン・リサイクル・アソシエーション（JRCA）（http://www.jrca-reuse.com/）
- 一般社団法人　情報機器リユース・リサイクル協会（RITEA）（http://www.ritea.or.jp/）

■　廃棄物の引き渡し先を探す際の情報源

- 環境省　産業廃棄物処理業者情報検索システム（https://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/search.php）
- 産廃情報ネット適合事業者検索（http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php）
- 一般廃棄物処理業者（→各地方自治体の HP から検索下さい）

■　使用済製品リユース実施の際の参考資料

- 環境省「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」、（http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf）
- 環境省「リデュース・リユース取組事例集~資源がもっと活きる未来へ。2R の推進に向けて~」、（http://www.env.go.jp/recycle/circul/2r/attach/cases.pdf）
- 環境省「リユース業に関する環境関連法パンフレット~さらなるリユースの促進のために~」（http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf）
- 環境省「ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう」（http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph02.pdf）

■　リユースの際に注意が必要な特定の品目に関する情報

- 電気用品安全法のページ（http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm）
- 消費生活製品安全法のページ（http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm?PHPSESSID=e7aa16eddb175a0e165231bbf95b807d）
- リコール情報（http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html）
- 不正競争防止法のページ（http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html）

■　廃棄物処理に関する資料

- 環境省　廃棄物・リサイクル対策関連マニュアル集（http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html）
- 環境省「引越時に発生する廃棄物の取扱いについて－引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアル－」（http://www.env.go.jp/recycle/waste/hikkoshi/manual.html）

■　リユース促進に向けた環境省の各種取り組み

- 第三次循環型社会形成推進基本計画（http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/keikaku_3.pdf）
- 使用済製品等のリユース促進事業研究会（http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/）

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

平成 28 年 5 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室